

昭和五十二年通商産業省令第二十四号

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則

揮発油販売業法（昭和五十一年法律第八十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、揮発油販売業法施行規則を次のように制定する。
目次
第一章 総則（第一条―第二条の十六）
第二章 登録
第一節 揮発油販売業者の登録（第三条―第九条）
第二節 揮発油特定加工業者の登録（第九条の二―第九条の七）
第三節 軽油特定加工業者の登録（第九条の八―第九条の十二）
第三章 品質の確保
第一節 揮発油の品質の確保（第十条―第二十一条）
第二節 軽油の品質の確保（第二十二―第二十六条）
第三節 灯油の品質の確保（第二十七条―第三十一条）
第四節 重油の品質の確保（第三十二―第四十六条）
第三章の二 登録分析機関（第四十七―第五十五条）
第四章 雑則（第五十六―第六十四条）
附則
第一章 総則
（用語）
第一条 この省令において使用する用語は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。（石油製品）
第一条の二 法第二条第一項の経済産業省令で定める炭化水素油（炭化水素その他の混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。）及び石油ガス（液化したものを含む。）は、炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガス（液化したものを含む。）とする。
（揮発油の蒸留性状の試験方法）
第一条の三 法第二条第二項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

揮発油の減失量加算九十パーセント留出温度

第一条の四 法第二条第二項の経済産業省令で定める温度は、百八十度とする。
（給油設備）
第二条 法第二条第三項の経済産業省令で定める給油設備とは、タンク、配管、ポンプ、計量器及び給油管をいう。
（揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品）
第二条の二 法第二条第三項の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。
（混和対象物）
第二条の三 法第二条第六項の石油製品ごとに経済産業省令で定める混和対象物は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 揮発油に混和する場合にあつては、エタノール又はエチルアルコール、メチルアルコール、テル
二 軽油に混和する場合にあつては、脂肪酸メチルエステル
（軽油の蒸留性状の試験方法）
第二条の四 法第二条第八項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。
（軽油の九十パーセント留出温度）
第二条の五 法第二条第八項の経済産業省令で定める温度は、二百六十度とする。
（軽油の残留炭素分の試験方法）
第二条の六 法第二条第八項の経済産業省令で定める試験方法は、日本産業規格K二二七〇―一（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）又は日本産業規格K二二七〇―二（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）で定める試験方法とする。
（軽油の残油に対する重量割合）
第二条の七 法第二条第八項の経済産業省令で定める割合は、〇・一パーセントとする。
（軽油と同じ用途に用いることができる石油製品）
第二条の八 法第二条第九項の経済産業省令で定める軽油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油及び重油とする。
（灯油の蒸留性状の試験方法）
第二条の九 法第二条第十一項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K

（二二五四号）石油製品―蒸留試験方法の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

（灯油の九十五パーセント留出温度）
第二条の十 法第二条第十一項の経済産業省令で定める温度は、二百七十度とする。
（灯油と同じ用途に用いることができる石油製品）
第二条の十一 法第二条第十二項の経済産業省令で定める灯油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。
（重油の蒸留性状の試験方法）
第二条の十二 法第二条第十三項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）で定める試験方法とする。
（重油の九十パーセント留出温度）
第二条の十三 法第二条第十三項の経済産業省令で定める温度は、二百六十度とする。
（重油の残留炭素分の試験方法）
第二条の十四 法第二条第十三項の経済産業省令で定める試験方法は、日本産業規格K二二七〇―一（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）又は日本産業規格K二二七〇―二（原油及び石油製品―残留炭素分の求め方）で定める試験方法とする。
（重油の残油に対する重量割合）
第二条の十五 法第二条第十三項の経済産業省令で定める割合は、〇・一パーセントとする。
（海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する施設）
第二条の十六 法第二条第十四項の経済産業省令で定める海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する施設は、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第一条第二項第二十三号にいう掘削バリエジ（以下「掘削バリエジ」という。）及び同項第二十四号にいう海洋掘採施設（以下「海洋掘採施設」という。）とする。
（重油と同じ用途に用いることができる石油製品）
第二条の十七 法第二条第十四項の経済産業省令で定める重油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。

第二章 登録

第一節 揮発油販売業者の登録
（揮発油販売業者の登録の申請）
第三条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあっては当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第一による申請書を提出しなければならない。
2 法第四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 給油所ごとの事業の開始の日
二 給油所ごとの揮発油の購入先
三 給油所ごとの品質管理者の氏名
四 給油所ごとの揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称
五 所要資金の額及び調達方法
3 法第四条第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。
4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面
二 品質管理者が第十一条に規定する資格を有する者であることを証する書面
三 給油所ごとに前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面
四 申請者が法人である場合はその法人の登記事項証明書
第四条及び第五条 削除
（揮発油販売業者の承継の届出）
第六条 法第七条第二項の規定により揮発油販売業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。
一 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の事業の全部を譲り受けて揮発油販売業者の地位を承継した者にあつては、様式第三の二による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
二 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたもの

第三章 品質の確保

第一節 揮発油の品質の確保
（揮発油の品質の確保）
第十条 揮発油の品質の確保は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 揮発油の品質の確保
二 揮発油の品質の確保
三 揮発油の品質の確保
四 揮発油の品質の確保
五 揮発油の品質の確保
六 揮発油の品質の確保
七 揮発油の品質の確保
八 揮発油の品質の確保
九 揮発油の品質の確保
十 揮発油の品質の確保
十一 揮発油の品質の確保
十二 揮発油の品質の確保
十三 揮発油の品質の確保
十四 揮発油の品質の確保
十五 揮発油の品質の確保
十六 揮発油の品質の確保
十七 揮発油の品質の確保
十八 揮発油の品質の確保
十九 揮発油の品質の確保
二十 揮発油の品質の確保
二十一 揮発油の品質の確保
二十二 揮発油の品質の確保
二十三 揮発油の品質の確保
二十四 揮発油の品質の確保
二十五 揮発油の品質の確保
二十六 揮発油の品質の確保
二十七 揮発油の品質の確保
二十八 揮発油の品質の確保
二十九 揮発油の品質の確保
三十 揮発油の品質の確保
三十一 揮発油の品質の確保
三十二 揮発油の品質の確保
三十三 揮発油の品質の確保
三十四 揮発油の品質の確保
三十五 揮発油の品質の確保
三十六 揮発油の品質の確保
三十七 揮発油の品質の確保
三十八 揮発油の品質の確保
三十九 揮発油の品質の確保
四十 揮発油の品質の確保
四十一 揮発油の品質の確保
四十二 揮発油の品質の確保
四十三 揮発油の品質の確保
四十四 揮発油の品質の確保
四十五 揮発油の品質の確保
四十六 揮発油の品質の確保
四十七 揮発油の品質の確保
四十八 揮発油の品質の確保
四十九 揮発油の品質の確保
五十 揮発油の品質の確保
五十一 揮発油の品質の確保
五十二 揮発油の品質の確保
五十三 揮発油の品質の確保
五十四 揮発油の品質の確保
五十五 揮発油の品質の確保
五十六 揮発油の品質の確保
五十七 揮発油の品質の確保
五十八 揮発油の品質の確保
五十九 揮発油の品質の確保
六十 揮発油の品質の確保
六十一 揮発油の品質の確保
六十二 揮発油の品質の確保
六十三 揮発油の品質の確保
六十四 揮発油の品質の確保
六十五 揮発油の品質の確保
六十六 揮発油の品質の確保
六十七 揮発油の品質の確保
六十八 揮発油の品質の確保
六十九 揮発油の品質の確保
七十 揮発油の品質の確保
七十一 揮発油の品質の確保
七十二 揮発油の品質の確保
七十三 揮発油の品質の確保
七十四 揮発油の品質の確保
七十五 揮発油の品質の確保
七十六 揮発油の品質の確保
七十七 揮発油の品質の確保
七十八 揮発油の品質の確保
七十九 揮発油の品質の確保
八十 揮発油の品質の確保
八十一 揮発油の品質の確保
八十二 揮発油の品質の確保
八十三 揮発油の品質の確保
八十四 揮発油の品質の確保
八十五 揮発油の品質の確保
八十六 揮発油の品質の確保
八十七 揮発油の品質の確保
八十八 揮発油の品質の確保
八十九 揮発油の品質の確保
九十 揮発油の品質の確保
九十一 揮発油の品質の確保
九十二 揮発油の品質の確保
九十三 揮発油の品質の確保
九十四 揮発油の品質の確保
九十五 揮発油の品質の確保
九十六 揮発油の品質の確保
九十七 揮発油の品質の確保
九十八 揮発油の品質の確保
九十九 揮発油の品質の確保
一百 揮発油の品質の確保

第四章 雑則

（用語）
第一条 この省令において使用する用語は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。（石油製品）
第一条の二 法第二条第一項の経済産業省令で定める炭化水素油（炭化水素その他の混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。）及び石油ガス（液化したものを含む。）は、炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガス（液化したものを含む。）とする。
（揮発油の蒸留性状の試験方法）
第一条の三 法第二条第二項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

第二章 登録

第一節 揮発油販売業者の登録
（揮発油販売業者の登録の申請）
第三条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、二以上の経済産業局の管轄区域内に給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに給油所を設置して揮発油販売業を行おうとする場合にあっては当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第一による申請書を提出しなければならない。
2 法第四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 給油所ごとの事業の開始の日
二 給油所ごとの揮発油の購入先
三 給油所ごとの品質管理者の氏名
四 給油所ごとの揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称
五 所要資金の額及び調達方法
3 法第四条第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。
4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面
二 品質管理者が第十一条に規定する資格を有する者であることを証する書面
三 給油所ごとに前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面
四 申請者が法人である場合はその法人の登記事項証明書
第四条及び第五条 削除
（揮発油販売業者の承継の届出）
第六条 法第七条第二項の規定により揮発油販売業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。
一 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の事業の全部を譲り受けて揮発油販売業者の地位を承継した者にあつては、様式第三の二による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
二 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたもの

第三章 品質の確保

第一節 揮発油の品質の確保
（揮発油の品質の確保）
第十条 揮発油の品質の確保は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 揮発油の品質の確保
二 揮発油の品質の確保
三 揮発油の品質の確保
四 揮発油の品質の確保
五 揮発油の品質の確保
六 揮発油の品質の確保
七 揮発油の品質の確保
八 揮発油の品質の確保
九 揮発油の品質の確保
十 揮発油の品質の確保
十一 揮発油の品質の確保
十二 揮発油の品質の確保
十三 揮発油の品質の確保
十四 揮発油の品質の確保
十五 揮発油の品質の確保
十六 揮発油の品質の確保
十七 揮発油の品質の確保
十八 揮発油の品質の確保
十九 揮発油の品質の確保
二十 揮発油の品質の確保
二十一 揮発油の品質の確保
二十二 揮発油の品質の確保
二十三 揮発油の品質の確保
二十四 揮発油の品質の確保
二十五 揮発油の品質の確保
二十六 揮発油の品質の確保
二十七 揮発油の品質の確保
二十八 揮発油の品質の確保
二十九 揮発油の品質の確保
三十 揮発油の品質の確保
三十一 揮発油の品質の確保
三十二 揮発油の品質の確保
三十三 揮発油の品質の確保
三十四 揮発油の品質の確保
三十五 揮発油の品質の確保
三十六 揮発油の品質の確保
三十七 揮発油の品質の確保
三十八 揮発油の品質の確保
三十九 揮発油の品質の確保
四十 揮発油の品質の確保
四十一 揮発油の品質の確保
四十二 揮発油の品質の確保
四十三 揮発油の品質の確保
四十四 揮発油の品質の確保
四十五 揮発油の品質の確保
四十六 揮発油の品質の確保
四十七 揮発油の品質の確保
四十八 揮発油の品質の確保
四十九 揮発油の品質の確保
五十 揮発油の品質の確保
五十一 揮発油の品質の確保
五十二 揮発油の品質の確保
五十三 揮発油の品質の確保
五十四 揮発油の品質の確保
五十五 揮発油の品質の確保
五十六 揮発油の品質の確保
五十七 揮発油の品質の確保
五十八 揮発油の品質の確保
五十九 揮発油の品質の確保
六十 揮発油の品質の確保
六十一 揮発油の品質の確保
六十二 揮発油の品質の確保
六十三 揮発油の品質の確保
六十四 揮発油の品質の確保
六十五 揮発油の品質の確保
六十六 揮発油の品質の確保
六十七 揮発油の品質の確保
六十八 揮発油の品質の確保
六十九 揮発油の品質の確保
七十 揮発油の品質の確保
七十一 揮発油の品質の確保
七十二 揮発油の品質の確保
七十三 揮発油の品質の確保
七十四 揮発油の品質の確保
七十五 揮発油の品質の確保
七十六 揮発油の品質の確保
七十七 揮発油の品質の確保
七十八 揮発油の品質の確保
七十九 揮発油の品質の確保
八十 揮発油の品質の確保
八十一 揮発油の品質の確保
八十二 揮発油の品質の確保
八十三 揮発油の品質の確保
八十四 揮発油の品質の確保
八十五 揮発油の品質の確保
八十六 揮発油の品質の確保
八十七 揮発油の品質の確保
八十八 揮発油の品質の確保
八十九 揮発油の品質の確保
九十 揮発油の品質の確保
九十一 揮発油の品質の確保
九十二 揮発油の品質の確保
九十三 揮発油の品質の確保
九十四 揮発油の品質の確保
九十五 揮発油の品質の確保
九十六 揮発油の品質の確保
九十七 揮発油の品質の確保
九十八 揮発油の品質の確保
九十九 揮発油の品質の確保
一百 揮発油の品質の確保

第四章 雑則

（用語）
第一条 この省令において使用する用語は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。（石油製品）
第一条の二 法第二条第一項の経済産業省令で定める炭化水素油（炭化水素その他の混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。）及び石油ガス（液化したものを含む。）は、炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガス（液化したものを含む。）とする。
（揮発油の蒸留性状の試験方法）
第一条の三 法第二条第二項の経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法は、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）K二二五四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧法蒸留試験方法で定める試験方法とする。

にあつては、様式第四による書面及び戸籍謄本

三 法第七条第一項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本

四 法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油販売業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第七条第一項の規定により分割によつて揮発油販売業者の地位を承継した法人にあつては、様式第五の二による書面及びその法人の登記事項証明書

六 揮発油販売業者の地位を承継した者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

(揮発油販売業者の変更登録の申請)
第七条 法第八条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第六による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、給油所を新設しようとする場合にあつては様式第二による事業計画書並びに第三条第四項第二号及び第三号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつては、その者が法第六条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。これらの場合において、第三条第四項第三号中「給油所」とあるのは「変更に係る給油所」と読み替へるものとする。

(揮発油販売業者の変更の届出)
第八条 法第八条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第七による届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(揮発油販売業者の廃止の届出)
第九条 法第九条の規定により揮発油販売業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第二節 揮発油特定加工業者の登録
(揮発油特定加工業者の登録の申請)
第九条の二 法第十二条の三第一項の規定により法第十二条の二の登録を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、二

以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行うとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行うとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の二による申請書を提出しなければならない。

法第十二条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日
二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる揮発油及び混和対象物の購入先
三 特定加工して生産した揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は当該揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称
法第十二条の三第二項の事業計画書は、様式第八の三によるものとする。

法第十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者が法第十二条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面
二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面
三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書
(揮発油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準)
第九条の三 法第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 揮発油と混和対象物との混和が、第十条に規定する揮発油の規格(以下「揮発油規格」という。)に適合する比率で行うことができるものであること。
二 揮発油と混和対象物とが均一に混和された揮発油を生産できるものであること。
三 揮発油が揮発したものの漏洩による性状の変化を防止できるものであること。
四 混和対象物としてエタノールを用いる場合にあつては、水分の混入による性状の変化を防止できるものであること。

第九條の四 法第十二条の八において準用する法第七条第二項の規定により揮発油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の四による届出書に次の書類を添付しなければならない。
一 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の事業の全部を譲り受けたい揮発油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の五による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
二 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の六による書面及び戸籍謄本
三 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の七による書面及び戸籍謄本
四 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の八による書面及びその法人の登記事項証明書
五 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の二の登録又は法第十二条の三の登録を受けた者にあつては、様式第八の九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第九條の五 法第十二条の六第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の十による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(揮発油特定加工業者の承継の届出)
第九條の四 法第十二条の八において準用する法第七条第二項の規定により揮発油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の四による届出書に次の書類を添付しなければならない。
一 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の事業の全部を譲り受けたい揮発油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の五による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
二 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の六による書面及び戸籍謄本
三 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の七による書面及び戸籍謄本
四 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の八による書面及びその法人の登記事項証明書
五 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の二の登録又は法第十二条の三の登録を受けた者にあつては、様式第八の九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(揮発油特定加工業者の変更の届出)
第九條の六 法第十二条の六第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の十による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(揮発油特定加工業者の廃止の届出)
第九條の七 法第十二条の八において準用する法第九条の規定により揮発油特定加工業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の十一による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第三節 軽油特定加工業者の登録
(軽油特定加工業者の登録の申請)
第九條の八 法第十二条の十第一項の規定により法第十二条の九の登録を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行うとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行うとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の十二による申請書を提出しなければならない。

法第十二条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日
二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる軽油及び混和対象物の購入先
三 特定加工して生産した軽油の分析に使用する分析設備の種類又は当該軽油の分析を委託する登録分析機関の名称
法第十二条の十第二項の事業計画書は、様式第八の十三によるものとする。

法第十二条の十第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者が法第十二条の十二第二項各号に該当しないことを誓約する書面
二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に軽油の分析を委託することが可能であることを証する書面
三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

第九條の二 法第十二条の二の登録を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行うとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して揮発油特定加工業を行うとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の二による申請書を提出しなければならない。

法第十二条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日
二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる揮発油及び混和対象物の購入先
三 特定加工して生産した揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は当該揮発油の分析を委託する登録分析機関の名称
法第十二条の三第二項の事業計画書は、様式第八の三によるものとする。

法第十二条の三第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者が法第十二条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面
二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に揮発油の分析を委託することが可能であることを証する書面
三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書
(揮発油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準)
第九條の三 法第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 揮発油と混和対象物との混和が、第十条に規定する揮発油の規格(以下「揮発油規格」という。)に適合する比率で行うことができるものであること。
二 揮発油と混和対象物とが均一に混和された揮発油を生産できるものであること。
三 揮発油が揮発したものの漏洩による性状の変化を防止できるものであること。
四 混和対象物としてエタノールを用いる場合にあつては、水分の混入による性状の変化を防止できるものであること。

第九條の四 法第十二条の八において準用する法第七条第二項の規定により揮発油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の四による届出書に次の書類を添付しなければならない。
一 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の事業の全部を譲り受けたい揮発油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の五による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
二 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の六による書面及び戸籍謄本
三 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により揮発油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の七による書面及び戸籍謄本
四 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の八による書面及びその法人の登記事項証明書
五 法第十二条の八において準用する法第七条第一項の規定により合併によつて揮発油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二条の二の登録又は法第十二条の三の登録を受けた者にあつては、様式第八の九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(揮発油特定加工業者の変更登録の申請)
第九條の五 法第十二条の六第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の十による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(揮発油特定加工業者の廃止の届出)
第九條の七 法第十二条の八において準用する法第九条の規定により揮発油特定加工業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の十一による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第三節 軽油特定加工業者の登録
(軽油特定加工業者の登録の申請)
第九條の八 法第十二条の十第一項の規定により法第十二条の九の登録を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、二以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行うとする場合にあつては経済産業大臣に、一の経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するための設備を設置して軽油特定加工業を行うとする場合にあつては当該特定加工するための設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局長に様式第八の十二による申請書を提出しなければならない。

法第十二条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 特定加工する場所ごとの事業の開始の日
二 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる軽油及び混和対象物の購入先
三 特定加工して生産した軽油の分析に使用する分析設備の種類又は当該軽油の分析を委託する登録分析機関の名称
法第十二条の十第二項の事業計画書は、様式第八の十三によるものとする。

法第十二条の十第三項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 申請者が法第十二条の十二第二項各号に該当しないことを誓約する書面
二 前項の事業計画書に記載した分析設備を使用すること又は登録分析機関に軽油の分析を委託することが可能であることを証する書面
三 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書

四 特定加工するための設備の取扱い及び維持管理に関する手引書
(軽油特定加工業者が特定加工するための設備の構造の基準)

第九條の九 法第十二條の十二第一項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 軽油と混和対象物との混和が、第二十二條に規定する軽油の規格(以下「軽油規格」という。)に適合する比率で行うことができるものであること。

二 軽油と混和対象物とが均一に混和された軽油を生産できるものであること。

(軽油特定加工業者の承継の届出)

第九條の十 法第十二條の十五において準用する法第七條第二項の規定により軽油特定加工業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第八の十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 法第十二條の十五において準用する法第七條第一項の規定により軽油特定加工業者の事業の全部を譲り受けて軽油特定加工業者の地位を承継した者にあつては、様式第八の十五による書面及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第十二條の十五において準用する法第七條第一項の規定により軽油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八の十六による書面及び戸籍謄本

三 法第十二條の十五において準用する法第七條第一項の規定により軽油特定加工業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第八の十七による書面及び戸籍謄本

四 法第十二條の十五において準用する法第七條第一項の規定により合併によつて軽油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十二條の十五において準用する法第七條第一項の規定により分割によつて軽油特定加工業者の地位を承継した法人にあつては、様式第八の十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 軽油特定加工業者の地位を承継した者が法第十二條の十二第一項各号に該当しないことを誓約する書面

(軽油特定加工業者の変更登録の申請)
第九條の十一 法第十二條の十三第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第八の十九による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工するための設備を新設しようとする場合にあつては様式第八の十三による事業計画書並びに第九條の八第四項第二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその業務を行う役員を変更する場合にあつてはその者が法第十二條の十二第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(軽油特定加工業者の変更の届出)

第九條の十二 法第十二條の十三第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第八の二十による届出書を法第十二條の九の登録又は法第十二條の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(軽油特定加工業者の廃止の届出)

第九條の十三 法第十二條の十五において準用する法第九條の規定により軽油特定加工業者の廃止の届出をしようとする者は、様式第八の二十一による届出書を法第十二條の九の登録又は法第十二條の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第三章 品質の確保

第一節 揮発油の品質の確保

(揮発油規格)

第十條 法第十三條の揮発油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 鉛が検出されないこと。
- 二 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下であること。
- 三 メチルターシャリブチルエーテルが七体積百分率以下であること。
- 四 酸素分が一・三質量百分率以下であること。
- 五 ベンゼンが一体積百分率以下であること。
- 六 灯油の混入率が四体積百分率以下であること。
- 七 メタノールが検出されないこと。
- 八 エタノールが三体積百分率以下であること。

九 實在ガムが百ミリリットル当たり五ミリグラム以下であること。

十 オレンジ色であること。

2 前項第一号に定める鉛が検出されないこととは、日本産業規格K二五五五号(石油製品|ガソリン|鉛分試験方法)の原子吸光A法又は原子吸光B法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が一リットル当たり〇・〇〇一グラム以下であることをいう。

3 第一項第一号に定める数値は、日本産業規格K二五四一―一号(原油及び石油製品|硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―二号(原油及び石油製品|硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―六号(原油及び石油製品|硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―七号(原油及び石油製品|硫黄分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

4 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

5 第一項第四号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

6 第一項第五号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―三号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

7 第一項第六号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

8 第一項第七号に定めるメタノールが検出されないこととは、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合において、その結果が〇・五体積百分率以下であることをいう。

9 第一項第八号に定める数値は、日本産業規格K二五三六―二号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品|成分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

10 第一項第九号に定める数値は、日本産業規格K二二六一号(石油製品|自動車ガソリン及び航空燃料油|實在ガム試験方法|噴射蒸発法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

(揮発油規格の特則)
第十條の二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、法第十二條の四第二項の規定により確認を行うべき者(以下「揮発油加工業者」という。)又は揮発油特定加工業者が次条に規定する揮発油試験研究計画の認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた揮発油試験研究計画(以下「認定揮発油試験研究計画」という。)において定められた試験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しようとする場合における揮発油規格については、前条の規定にかかわらず、当該認定揮発油試験研究計画に定められた試験研究の用に供する揮発油の品質とする。

2 揮発油販売業者、揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が、揮発油を燃料とする自動車であつて三體積百分率を超え十體積百分率以下のエタノールを混合した揮発油又は一・三質量百分率を超え三・七質量百分率以下の酸素分を含む揮発油を燃料とする自動車として道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四條の登録又は同法第六十條第一項後段若しくは第九十七條の三第一項の規定による車両番号の指定を受けている自動車の燃料として揮発油を販売又は消費しようとする場合における揮発油規格について

は、前条の規定にかかわらず、同条第一項第四号中「一・三質量百分率」とあるのは「三・七質量百分率」と、同項第八号中「三体积百分率」とあるのは「十体积百分率」とする。
(揮発油試験研究計画の認定の申請)

第十条の三 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者は、試験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しようとするときは、当該試験研究の開始前に当該試験研究の計画（以下「揮発油試験研究計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる。

2 揮発油試験研究計画の期間は、五年を超えることができない。
3 揮発油試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が試験研究の用に供する揮発油（以下「試験研究用揮発油」という。）を販売する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を自動車の燃料として用いる者の氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先
三 試験研究の開始の日及び終了の日（試験研究用揮発油を販売する場合にあつては、試験研究用揮発油の販売の開始の日及び終了の日）並びに試験研究の開始の日及び終了の日

四 試験研究の目的及び実施の場所
五 試験研究用揮発油の品質
六 試験研究用揮発油の生産を行う場所（試験研究用揮発油を輸入する場合にあつては、当該試験研究用揮発油を輸入する者から当該試験研究を実施する場所までの流通の経路）
七 試験研究用揮発油を用いる自動車の自動車登録番号標又は車両番号標及び型式
八 試験研究における安全を確保するための措置及び管理体制
九 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力
4 前三項に規定する揮発油試験研究計画の申請は、様式第八の二十二によるものとする。
(認定の基準)

第十条の四 経済産業大臣は、前条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
一 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展に資するものであること。
二 揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制が自動車の燃料に関する安全性に関する知見から判断して適切なものであると認められること。
三 揮発油試験研究計画に記載された措置を講じ、及び管理体制を維持するための経理的基礎及び技術的能力があること。
四 前条第一項の認定の申請を行った者が、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。
イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ロ 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者であつて法第十一条第一項又は法第十二条の七第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
ハ 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者であつて法人であるものが法第十一条第一項又は法第十二条の七第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
ニ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの
ホ 第十条の七の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

第十条の五 第十条の三第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、認定揮発油試験研究計画について同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更の認定を受けなければならない。
2 前条の規定は、前項の変更の認定に準用する。
3 第一項の認定揮発油試験研究計画の変更の認定の申請は、様式第八の二十三によるものとする。
(認定事業者による管理等)

第十条の六 認定事業者は、当該試験研究が認定揮発油試験研究計画に従つたものとなるよう管理しなければならない。
2 認定事業者は、認定揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制から見て、予見されない事態が生じたときは、速やかに、これを経済産業大臣に報告しなければならない。
3 認定事業者は、十二月ごとに、様式第八の二十四による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
4 認定事業者は、当該認定揮発油試験研究計画の終了の日から一月以内に、様式第八の二十五による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
(認定の取消)

第十条の七 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
一 不正の手段により第十条の三第一項の認定を受けたとき。
二 前条各項の規定に違反したとき。
(揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品)
第十条の八 法第十三条の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。
(品質管理者の資格)
第十一条 法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 消防法（昭和二十三年法律百八十六号）第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者
二 次のいずれかに該当する者であつて、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校専科を卒業し若しくは修了した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）若しくは高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
ロ 経済産業大臣が指定する講習の課程を修了した者
(品質管理者の選任等の届出)
第十二条 法第十四条第二項の規定により品質管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第九による届出書に、当該品質管理者が前条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。
(品質管理者の職務)
第十三条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める品質管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 法第十六条の規定による揮発油の分析を行うこと（揮発油販売業者が登録分析機関に揮発油の分析を委託している場合を除く。第三号において同じ。）
二 第十四条の二第一項又は第三項の生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の作成及び実施について監督すること。
三 揮発油の分析に使用する分析設備を第十五条の技術上の基準に適合するよう維持すること。
四 法第十七条の六第一項の標準揮発油の表示について監督すること。
五 法第十九条第一項の帳簿の記載（揮発油の品質に係るものに限る。）及び同条第四項の帳簿の記載（揮発油販売業者に係るものに限る。）並びに法第二十條第一項の報告（揮発油販売業者に係るものであつて揮発油の品質に係るものに限る。）について監督すること。
六 その他揮発油の品質の確保に必要な業務を行うこと。
(揮発油の分析の方法)
第十四条 法第十六条の規定による揮発油の分析は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
一 分析は十日ごとに行うこと。
二 試料は給油管から採取すること。
三 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

第十条の九 揮発油試験研究計画の変更の認定を受けた者は、認定事業者として、同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更の認定を受けなければならない。
2 前条の規定は、前項の変更の認定に準用する。
3 第一項の認定揮発油試験研究計画の変更の認定の申請は、様式第八の二十三によるものとする。
(認定事業者による管理等)

第十条の十 認定事業者は、当該試験研究が認定揮発油試験研究計画に従つたものとなるよう管理しなければならない。
2 認定事業者は、認定揮発油試験研究計画に記載された措置及び管理体制から見て、予見されない事態が生じたときは、速やかに、これを経済産業大臣に報告しなければならない。
3 認定事業者は、十二月ごとに、様式第八の二十四による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
4 認定事業者は、当該認定揮発油試験研究計画の終了の日から一月以内に、様式第八の二十五による書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
(認定の取消)

第十条の十一 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
一 不正の手段により第十条の三第一項の認定を受けたとき。
二 前条各項の規定に違反したとき。
(揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品)
第十条の十二 法第十三条の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。
(品質管理者の資格)
第十一条 法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 消防法（昭和二十三年法律百八十六号）第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者
二 次のいずれかに該当する者であつて、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校専科を卒業し若しくは修了した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）若しくは高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
ロ 経済産業大臣が指定する講習の課程を修了した者
(品質管理者の選任等の届出)
第十二条 法第十四条第二項の規定により品質管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第九による届出書に、当該品質管理者が前条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。
(品質管理者の職務)
第十三条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める品質管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 法第十六条の規定による揮発油の分析を行うこと（揮発油販売業者が登録分析機関に揮発油の分析を委託している場合を除く。第三号において同じ。）
二 第十四条の二第一項又は第三項の生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の作成及び実施について監督すること。
三 揮発油の分析に使用する分析設備を第十五条の技術上の基準に適合するよう維持すること。
四 法第十七条の六第一項の標準揮発油の表示について監督すること。
五 法第十九条第一項の帳簿の記載（揮発油の品質に係るものに限る。）及び同条第四項の帳簿の記載（揮発油販売業者に係るものに限る。）並びに法第二十條第一項の報告（揮発油販売業者に係るものであつて揮発油の品質に係るものに限る。）について監督すること。
六 その他揮発油の品質の確保に必要な業務を行うこと。
(揮発油の分析の方法)
第十四条 法第十六条の規定による揮発油の分析は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
一 分析は十日ごとに行うこと。
二 試料は給油管から採取すること。
三 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

第十条の十三 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
一 不正の手段により第十条の三第一項の認定を受けたとき。
二 前条各項の規定に違反したとき。
(揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品)
第十条の十四 法第十三条の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。
(品質管理者の資格)
第十一条 法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 消防法（昭和二十三年法律百八十六号）第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者
二 次のいずれかに該当する者であつて、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校専科を卒業し若しくは修了した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）若しくは高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
ロ 経済産業大臣が指定する講習の課程を修了した者
(品質管理者の選任等の届出)
第十二条 法第十四条第二項の規定により品質管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第九による届出書に、当該品質管理者が前条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。
(品質管理者の職務)
第十三条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める品質管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 法第十六条の規定による揮発油の分析を行うこと（揮発油販売業者が登録分析機関に揮発油の分析を委託している場合を除く。第三号において同じ。）
二 第十四条の二第一項又は第三項の生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の作成及び実施について監督すること。
三 揮発油の分析に使用する分析設備を第十五条の技術上の基準に適合するよう維持すること。
四 法第十七条の六第一項の標準揮発油の表示について監督すること。
五 法第十九条第一項の帳簿の記載（揮発油の品質に係るものに限る。）及び同条第四項の帳簿の記載（揮発油販売業者に係るものに限る。）並びに法第二十條第一項の報告（揮発油販売業者に係るものであつて揮発油の品質に係るものに限る。）について監督すること。
六 その他揮発油の品質の確保に必要な業務を行うこと。
(揮発油の分析の方法)
第十四条 法第十六条の規定による揮発油の分析は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
一 分析は十日ごとに行うこと。
二 試料は給油管から採取すること。
三 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

第十条の十五 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
一 不正の手段により第十条の三第一項の認定を受けたとき。
二 前条各項の規定に違反したとき。
(揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品)
第十条の十六 法第十三条の経済産業省令で定める揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品は、灯油とする。
(品質管理者の資格)
第十一条 法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 消防法（昭和二十三年法律百八十六号）第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者
二 次のいずれかに該当する者であつて、揮発油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校若しくは旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校専科を卒業し若しくは修了した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規則（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）若しくは高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
ロ 経済産業大臣が指定する講習の課程を修了した者
(品質管理者の選任等の届出)
第十二条 法第十四条第二項の規定により品質管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第九による届出書に、当該品質管理者が前条に規定する資格を有する者であることを証する書面を添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。
(品質管理者の職務)
第十三条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める品質管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 法第十六条の規定による揮発油の分析を行うこと（揮発油販売業者が登録分析機関に揮発油の分析を委託している場合を除く。第三号において同じ。）
二 第十四条の二第一項又は第三項の生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の作成及び実施について監督すること。
三 揮発油の分析に使用する分析設備を第十五条の技術上の基準に適合するよう維持すること。
四 法第十七条の六第一項の標準揮発油の表示について監督すること。
五 法第十九条第一項の帳簿の記載（揮発油の品質に係るものに限る。）及び同条第四項の帳簿の記載（揮発油販売業者に係るものに限る。）並びに法第二十條第一項の報告（揮発油販売業者に係るものであつて揮発油の品質に係るものに限る。）について監督すること。
六 その他揮発油の品質の確保に必要な業務を行うこと。
(揮発油の分析の方法)
第十四条 法第十六条の規定による揮発油の分析は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
一 分析は十日ごとに行うこと。
二 試料は給油管から採取すること。
三 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

四 分析設備の使用 방법에従つて分析をするこ
と。
(揮発油の分析の特則)
第十四条の二 揮発油販売業者は、給油所ごと
に、生産揮発油品質維持計画(以下「生産計
画」という。)又は確認揮発油品質維持計画
(以下「確認計画」という。)を作成し、これを
法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録
をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出し
て、当該生産計画又は確認計画が次の各号に適
合する旨の認定を受けることができる。
一 生産計画の場合にあつては、次に掲げる
事項

イ 認定を受けようとする揮発油販売業者
(以下「生産計画申請業者」という。)が申
請の日から当該生産計画の終了の日(以下
「生産計画終了日」という。)までの間に申
請に係る給油所(以下「生産計画申請給油
所」という。)を用いて販売する揮発油の
主たる流通の経路(揮発油生産業者、揮発
油輸入業者又は揮発油加工業者から生産計
画申請給油所までの当該揮発油の主たる流
通の経路をいう。以下「主たる生産揮発油
流通経路」という。)が、主たる生産揮発油
申請業者が申請の前一月間生産計画申請給
油所を用いて販売した揮発油の主たる生産
揮発油流通経路と同一であること。
ロ 生産計画申請業者が申請の前一月間生
産計画申請給油所を用いて法第十三条の規
格に適合しない揮発油を販売していないこ
と、かつ、申請の日から生産計画終了日ま
での間に、同条の規格に適合しない揮発油
を販売しないことが確実にであると見込まれ
ること。

二 確認計画の場合にあつては、次に掲げる
事項
イ 認定を受けようとする揮発油販売業者
(以下「確認計画申請業者」という。)が申
請の日から当該確認計画の終了の日(以下
「確認計画終了日」という。)までの間に申
請に係る給油所(以下「確認計画申請給油
所」という。)を用いて販売する揮発油の
主たる流通の経路(揮発油規格に適合する
揮発油を供給する者として経済産業大臣が
別に定める方法によつて登録分析機関の確
認を定期的を受けている者又は揮発油特定
加工業者(以下「確認供給者」という。))

から確認計画申請給油所までの当該揮発油
の主たる流通の経路をいう。以下「主たる
確認揮発油流通経路」という。)が、当該
確認計画申請業者が申請の前一月間確認
計画申請給油所を用いて販売した揮発油の
主たる確認揮発油流通経路と同一であるこ
と。
ロ 確認計画申請業者が申請の前一月間確
認計画申請給油所を用いて法第十三条の規
格に適合しない揮発油を販売していないこ
と、かつ、申請の日から確認計画終了日ま
での間に、同条の規格に適合しない揮発油
を販売しないことが確実にであると見込まれ
ること。

2 生産計画申請業者又は確認計画申請業者(以
下「申請揮発油販売業者」と総称する。)が、
申請の前一月間生産揮発油申請給油所又は確
認揮発油申請給油所(以下「申請給油所」と総
称する。)を用いて販売した揮発油の主たる生
産揮発油流通経路又は主たる確認揮発油流通経
路(以下「申請前流通経路」と総称する。)の
うち、当該申請給油所の直前までのものが同一
の申請給油所が複数ある場合には、申請揮発油
販売業者は、前項の規定にかかわらず、当該複
数の申請給油所に係る生産計画又は確認計画
(以下「計画」と総称する。)を一括して作成す
ることができる。
3 申請揮発油販売業者が、給油所ごとに、当該
申請給油所以外の給油所に係る計画について第
一項の認定を受け、かつ、当該認定が効力を有
している場合であつて、主たる生産揮発油流通
経路又は主たる確認揮発油流通経路のうち当該
申請給油所の直前までのものと、当該申請給油
所以外の給油所に係る計画に記載されている主
たる生産揮発油流通経路又は主たる確認揮発油
流通経路のうち当該申請給油所以外の給油所の
直前までのものとが同一の場合には、第一項各
号及び前項の規定で次表の中欄に掲げるもの
と、それぞれ同表の下欄と読み替るものとす
る。

第一項第一第
一 申請給油所
の申請前流通経路
と総称する。が、
当該申請給油所
の直前までの
申請給油所を
用いて販売し
た揮発油の主
たる生産揮発
油流通経路
と総称する。が、
当該申請給油
所以外の給油
所に係る申請
給油所を申請
給油所の直前
までの申請給
油所を用いて
販売した揮発
油の主たる生
産揮発油流通
経路と総称す
る。が、当該
申請給油所の
直前までの申
請給油所を
用いて販売し
た揮発油の
主たる生産
揮発油流通
経路と総称す
る。

イ号	第一項第一号	第二項第一号	第三項第一号	第一項第一号	第二項第一号	第三項第一号
生産揮発油流通経路	申請の前一月間生産計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、
生産計画に記載されて	生産計画に記載されて	生産計画に記載されて	生産計画に記載されて	生産計画に記載されて	生産計画に記載されて	生産計画に記載されて
いる主たる生産揮発油	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、
流通経路のうち当該生	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、
産計画申請給油所以外	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、
の給油所の直前までの	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、
ものと	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、	申請の前一月間確認計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売していないこと、かつ、

4 生産計画及び確認計画には、次に掲げる事項
を記載しなければならない。ただし、第三項で
読み替えられた第一項の認定を受ける計画に
は、第五号に掲げる事項のうち申請前流通経
路、第六号に掲げる事項及び第八号に掲げる事
項のうち申請の前月から第一項第二号イに規
定する認定を受けていることは記載することを
要しない。
一 申請揮発油販売業者の氏名又は名称及び住
所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録年月日及び登録番号
三 申請給油所の名称及び所在地
四 計画の開始の日(以下「計画開始日」とい
う。)及び計画の終了の日(以下「計画終了
日」という。)

五 申請前流通経路及び申請の日から計画終了
日までの間に申請給油所を用いて販売する揮
発油の主たる生産揮発油流通経路又は主たる
確認揮発油流通経路(以下「申請後流通経
路」と総称する。)
六 申請後流通経路を構成する者であつて、申
請揮発油販売業者及び揮発油を申請揮発油販
売業者に直接又は間接に供給する者(以下
「主たる揮発油供給者」という。)の全部(確
認計画の場合にあつては、主たる確認供給者
に直接又は間接に揮発油を供給する者を除
く。以下同じ)が、申請の前一月間生産
計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に
適合しない揮発油を販売しないことを確実に
するために講じた措置
七 申請後流通経路を構成する申請揮発油販売
業者及び主たる揮発油供給者の全部が、申請
の日から計画終了日までの間に申請給油所を
用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油
を販売しないことを確実にするために講じて
いることとして措置
八 確認計画の場合にあつては、確認計画申請
給油所に揮発油を供給する者が、申請の一月
前から第一項第二号イに規定する認定を受け
ていること及び申請の日から計画終了日まで
の間に同号イに規定する認定を受けることを
確実にするために講じていることとして措置
前項第四号の計画開始日から計画終了日まで
の期間は一年を超えることができない。

6 第一項の認定(第三項で読み替えられた場合
を含む。以下同じ)を受けようとする者は、
計画開始日の一月前までに、様式第十による申

請書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

7 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 第一項の認定を受けようとする者は、第一号の書類のうち申請前流通経路を証する書面、第二号及び第四号の書類並びに第五号の書類のうち第四項第八号の認定を受けていることを証する書面を添付することを要しない。この場合において、第三項で読み替えられた第一項の認定を受けた後、計画開始日から十日以内、申請給油所に係る法第十九条第一項の帳簿（申請の日から計画開始日までの間の第五十六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）の写しを法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 申請前流通経路及び申請後流通経路を証する書面
 二 主たる揮発油供給者の全部が第四項第六号の措置を講じたことを誓約する書面
 三 第四項第七号の措置が確実に講じられることを証する書面

四 申請給油所に係る法第十九条第一項の帳簿（申請の前一月間の第五十六条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）の写し
 五 確認計画の場合にあつては、第四項第八号の確認を受けていること及び同号の措置が確実に講じられることを証する書面

8 第十四条の八の規定により認定を取り消された揮発油販売業者は、当該認定に係る給油所については、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第十四条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油販売業者（以下「認定揮発油販売業者」という。）は、当該認定に係る給油所については法第十六条の規定による揮発油の分析を、第十四条第一号の規定にかかわらず、計画開始日（計画終了日が第十四条の七第一項の規定により変更された場合にあつては、最後に受けた計画終了日の変更の認定の申請の日）から計画終了日（第十四条の七第一項の認定を受けようとする認定揮発油販売業者にあつては、同条第二項の申請の日の前日）までの間に、一回行わなければならない。

第十四条の四 認定揮発油販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定揮発油販売業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定揮発油販売業者の地位を承継する。

第十四条の五 第十四条の二第一項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）について、申請給油所の所在地若しくは第十四条の二第四項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、第十四条の二第七項後段の規定により書類を提出しなかつたとき又は当該計画に係る揮発油生産業者、揮発油輸入業者若しくは揮発油加工業者が、それぞれ法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による確認を行なかつたときは、当該認定計画に係る認定は、その効力を失う。ただし、経済産業大臣が告示で定める区域内において申請給油所を有する揮発油販売業者の認定計画について経済産業大臣が告示で定める期間内に生じた変更であつて、特定非常災害（特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二十一条の特定非常災害をいう。）により緊急に揮発油を販売する必要があると認められる場合において生じた当該揮発油販売業者までの申請後流通経路を短縮する変更その他これに類する変更は、この限りでない。

第十四条の六 揮発油販売業者は、認定計画について第十四条の二第四項第一号、第三号、第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

第十四条の七 認定揮発油販売業者は、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画終了日を変更することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、計画終了日の三月前から一月前までの間に、様式第十二による申請書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 第一項の規定により変更される前の計画終了日から同項の規定により変更される後の計画終了日までの期間（以下「計画期間」という。）は一年を超えることはできない。ただし、第一項の認定を継続して二回以上受けた場合にあつては、計画期間は二年を超えることができるものとする。

4 前項ただし書の規定により計画期間を一年を超えるものとした場合には、第十四条の三の規定にかかわらず、法第十六条の規定による揮発油の分析を、当該計画開始日から一年を経過するまでの間に一回、一年を経過した翌日から当該計画終了日までの間に一回行わなければならない。

5 第十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第一号イ中「申請の日から当該生産計画の終了の日（以下「生産計画終了日」という。）」とあり、同条第一項第二号イ中「申請の日から当該確認計画の終了の日（以下「確認計画終了日」という。）」とあり、又は同条第四項第五号、第七号及び第八号中「申請の日から計画終了日」とあるのは、「第十四条の七第一項の認定の申請の日から変更後の計画終了日」と、同条第一項第一号及び第二号、第二項、第四項第六号並びに第七項第四号中「申請の前一月間」とあるのは、「計画の認定の申請の日（変更された計画終了日の変更の認定にあつては最後に受けた第十四条の七第一項の認定の申請の日）から第十四条の七第一項の認定の申請の日までの間」と、同条第四項第四号中「計画の開始の日（以下「計画開始日」という。）」及び計画の終了の日（以下「計画終了日」という。）」とあるのは「変更前の計画終了日及び変更後の計画終了日」と読み替えるものとする。

第十四条の八 法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 第十四条の二第四項第一号又は第三号に掲げる事項（申請給油所の所在地を除く。）に

変更があつたにもかかわらず、第十四条の六第一項の規定による届出をしなかつたとき。
 二 不正の手段により第十四条の二第一項又は第十四条の七第一項の認定を受けたとき。
 三 当該認定に係る給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売したとき。
 （分析設備の技術上の基準）

第十五条 法第十六条の経済産業省令で定める分析設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 日本産業規格K二二五五号（石油製品—ガソリン—鉛法で定める試験方法）の原子吸光A法又は原子吸光B法で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

二 日本産業規格K二五四一—二号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四一—二号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四一—六号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一—七号（原油及び石油製品—硫黄分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

三 メチルターシャリーブチルエーテルの混入率について、日本産業規格K二五三六—二号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六—四号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六—五号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六—六号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

四 酸素分について、日本産業規格K二五三六—二号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六—四号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六—六号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

五 ベンゼンの混入率について、日本産業規格K二五三六—二号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六—三号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六—四号（石油製品—成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

一 第十四条の二第四項第一号又は第三号に掲げる事項（申請給油所の所在地を除く。）に

験方法による試験を行うことができるものであること。

六 灯油の混入率について、日本産業規格K二五三六―二号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―四号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

七 メタノールの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―五号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

八 エタノールの混入率について、日本産業規格K二五三六―二号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五三六―四号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六―六号（石油製品―成分試験方法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

九 日本産業規格K二二六一号（石油製品―自動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法）で定める試験方法による試験を行うことができるものであること。

2 前項第九号の基準は、日本産業規格K〇一二四号（高速液体クロマトグラフィー通則）その他の経済産業大臣が別に定める測定方法による揮発油中の酸化生成物の測定を行うことができるものをもって代えることができる。

（揮発油の分析の委託等の届出）

第十五条の二 法第十六条の二第二項の規定により揮発油の分析の委託又は委託に係る契約の失効の届出をしようとする者は、様式第十三による届出書に委託に係る契約書の写しを添付して、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。ただし、委託に係る契約の失効の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。

第十六条 法第十七条の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 氏名又は名称
 - 二 給油所の名称
 - 三 登録年月日及び登録番号
 - 四 品質管理者の氏名
 - 五 揮発油の分析に使用する分析設備の種類又は揮発油の分析を委託している登録分析機関の名称
 - 六 認定計画に係る給油所にあつては、当該給油所に係る計画について第十四条の二第一項の認定を受けている旨及び当該計画の終了の日
- 2 法第十七条の規定による表示は、様式第十四によりするものとする。
- 第十七条 法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- 一 試料は、法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の確認を行った揮発油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の揮発油と混合を生じるおそれがない段階において採取すること。
 - 二 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。
 - 三 自ら保有する第十五条で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して、分析すること。
 - 四 消防法第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者（以下「品質管理責任者」という。）に、当該分析設備の使用方法に従つて分析させること。
 - 五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。
 - イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の揮発油が出荷されることを行うこと。
 - ロ 揮発油生産業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が当該揮発油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者及び揮発油特定加工業者は、揮発油生産業者が揮発油を販売するときは、当該揮発油を購入する揮発油生産業者が法第十七条の三第一項の確認を行うことを確認することにより、法第十七条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の二第一項の規定による確認を行うことができる。
- （揮発油特定加工業者の確認の特則）
- 第十七条の二 揮発油特定加工業者は、特定加工する場所ごとに、揮発油特定加工品質確認計画（以下「揮発油特定加工計画」という。）を作成し、これを法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出して、当該揮発油特定加工計画が次の各号に適合する旨の認定を受けることができる。
- 一 認定を受けようとする揮発油特定加工業者（以下「揮発油特定加工申請業者」という。）に供給する揮発油を生産又は輸入する者（以下「混和前揮発油生産業者等」という。）が生産又は輸入した揮発油特定加工計画申請業者に供給する混和対象物を生産又は輸入する者（以下この条、次条及び第十七条の八において「混和対象物生産業者等」という。）が生産又は輸入した混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することが確認されること。
 - 二 揮発油特定加工計画の開始の日から終了の日までの間（以下「揮発油特定加工計画期間」という。）、前号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。
 - 三 揮発油特定加工計画期間中、第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。
 - 四 揮発油特定加工計画期間中、第二号により継続的に生産又は輸入されることが確実であることとされた混和前の揮発油の混和前揮発油生産業者等から申請に係る特定加工する場所（以下「揮発油特定加工計画特定加工場所」という。）までの流通の経路（以下「混和前揮発油流通経路」という。）が一定であること。

- 5 揮発油特定加工計画期間中、第三号により継続的に生産又は輸入されることが確実であることとされた混和対象物の混和対象物生産業者等から揮発油特定加工計画特定加工場所までの流通の経路（以下「混和対象物流通経路」という。）が一定であること。
- 2 揮発油特定加工計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 揮発油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 揮発油特定加工計画特定加工場所の所在地
 - 四 計画の開始の日及び計画の終了の日
 - 五 混和前揮発油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 六 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることを確実にするための措置
 - 七 揮発油特定加工計画期間中の混和前揮発油流通経路
 - 八 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 九 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を生産又は輸入する場所
 - 十 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和対象物が混和対象物生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実にするための措置
 - 十一 揮発油特定加工計画期間中の混和対象物流通経路
- 3 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了の日までの期間は、一年を超えることができる。
- 4 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第十四の二による申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- 一 混和前揮発油生産業者等が第十七条第一項第五号に規定する方法により揮発油規格に適合

合する揮発油であることを確認した揮発油の供給を受けることを証する書面

二 揮発油特定加工計画期間中、混和前揮発油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（揮発油特定加工計画申請業者と混和前揮発油生産業者等が同一の場合は、当該揮発油の生産計画書又は輸入計画書）

三 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象物を生産する者（以下この号、次号並びに第十七条の五第三項第二号及び第三号において「混和対象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合におけるは、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、混和対象物生産業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

ハ 混和対象物生産業者が当該混和対象物の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

ニ 申請の前日前三月間において、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることに、登録分析機関その他

の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

四 前号二に掲げる書類を添付する場合においては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面

五 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象物を輸入する者（以下この号及び第十七条の五第三項第五号において「混和対象物輸入業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合におけるは、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認を、混和対象物輸入業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

六 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（揮発油特定加工計画申請業者と混和対象物生産業者等が同一の場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

6 第十七条の八の規定により認定を取り消された揮発油特定加工業者は、その取消しの日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第十七条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油特定加工業者（以下「認定揮発油特定加工業者」という。）は、法第十七条の四の二第一項の規定による揮発油の確認を、第十七条第一項第五号の規定にかかわらず、揮発油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければならない。

2 認定揮発油特定加工業者は、混和対象物生産業者等が生産又は輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることが当該混和対象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、揮発油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十四の三により法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

第十七条の四 認定揮発油特定加工業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定揮発油特定加工業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定揮発油特定加工業者の地位を承継する。

第十七条の五 認定揮発油特定加工業者は、第十七条の二第一項の認定を受けた揮発油特定加工計画（以下「認定揮発油特定加工計画」という。）について第十七条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項を変更して揮発油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十四の四による変更申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第十七条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 変更に係る混和前揮発油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和前揮発油流通経路の変更に伴い認定揮発油特定加工業者と混和前揮発油生産業者等が同一となる場合は、当該揮発油の生産計画書又は輸入計画書）

二 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和対象物生産業者が生産した混和对

象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更

次に掲げるいずれかの書類

イ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあつては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて混和対象物生産業者が当該混和対象物の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けて同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合する旨の確認（以下この号及び次号において「産業標準化法による確認」という。）によることとする場合にあつては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

ニ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約書を破棄する場合（ロ及びハの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給

した書面

設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ホ 第十七条の二第五項第三号ロに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第三項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ト 第十七条の二第五項第三号ロに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあっては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

チ 第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

リ 第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあっては、その旨を誓約する書面

又 第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに登録分析機

関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ル 第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあっては、その旨を誓約する書面

三 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての産業標準化法に基づく方法による確認に関する変更 次に掲げるいずれかの書類

イ 第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認を行わないこととする場合（前号チ及びリの場合を除く。）にあっては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ロ 第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあっては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

四 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力を維持する旨の変更 変更後の混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該変更後の製造設備、供給設備その他の設備を用いて生産された混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

五 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された管理体制を維持する旨の変更 変更後の管理体制を記載した書面

六 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合するものであることの当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更

イ 第十七条の二第五項第五号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあっては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第十七条の二第五項第五号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄した当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあっては、その旨を誓約する書面

ハ 第十七条の二第五項第五号ロに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあっては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

七 第十七条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 変更に係る混和対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和対象物流通経路の変更に伴い認定揮発油特定加工業者と混和対象物生産業者等が同一となる場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

4 第十七条の二第一項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、様式第十四の五による届出書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、計画の終了の日前三月前から一月前までの間に、様式第十四の六による申請書を法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 第一項の規定により変更される前の計画の終了の日から同項の規定により変更される後の計画の終了の日までの期間は、一年を超えることはできない。

4 第十七条の二第一項、第二項、第五項第二号及び第三号並びに第六号の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第二号中「揮発油特定加工計画の開始の日から終了の日」とあるのは、「変更前の計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日及び計画の終了の日」とあるのは、「変更前の計画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」と、同条第五項第三号ハ中「申請の日前三月間において、混和対象物生産業者」と読み替えるものとする。

第十七条の八 法第十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定揮発油特定加工業者が次の各号の一に該当するときは、第十七条の二第一項、第十七条の五第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第十七条の三第一項の規定による確認を行わなかったとき。
- 二 第十七条の三第二項の規定による届出をしなかつたとき。
- 三 第十七条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事

項に変更があつたにもかかわらず、第十七条の五第一項の規定による変更の認定を受けなかつたとき。

四 第十七条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第十七条の六第一項の規定による届出をしなかつたとき。

五 認定揮発油特定加工業者に係る混和前揮発油生産業者等が生産又は輸入する揮発油を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合しなかつたとき。

六 認定揮発油特定加工業者に係る混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合しなかつたとき。

七 不正の手段により第十七条の二第一項、第十七条の五第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

八 当該認定に係る特定加工する場所において生産された揮発油が揮発油規格に適合しないものであるにもかかわらず販売又は消費されたとき。

第十九条 法第十七条の四第四項の規定による揮発油の輸入の届出は、次の各号に掲げる用途に応じ、通関の日後七日を超えない期間に様式第十五による届出書を当該揮発油の陸揚地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

一 自動車の燃料（次号に該当する場合を除く。）

二 自動車の燃料（自動車の燃料として販売又は消費する目的をもつて精製又は加工する場合に限る。）

三 前項の規定にかかわらず、本項に規定する承認の申請の前日二年間（以下この項において「過去二年間」という。）以上自動車の燃料として揮発油の輸入の事業を行つていない者であつて、過去二年間法の規定の違反行為のない者は、経済産業大臣の承認を受けて、通関の日後三月を超えない期間に前項の届出を行うことができる。

三 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、次のとおりとする。

一 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる事項
イ 氏名又は名称

ロ 分析を行つた品質管理責任者又は登録分析機関の名称
ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果
ニ 輸入数量
ホ 輸入価格
ヘ 積出港
ト 輸入地
チ 輸入年月日

二 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項
イ 氏名又は名称
ロ 精製又は加工する場所
ハ 精製又は加工する方法
ニ 輸入数量
ホ 輸入価格
ヘ 積出港
ト 輸入地
チ 輸入年月日

（揮発油輸入業者の変更届出）
第十九条 法第十七条の四第六項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十六による届出書を前条の届出をした経済産業局長に提出しなければならない。

第二十条 法第十七条の六第一項の標準揮発油の基準として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 日本産業規格K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める一号に適合する揮発油（以下「標準揮発油一号」という。）であること。

二 日本産業規格K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める一号（E）に適合する揮発油（以下「標準揮発油一号（E）」という。）であること。

三 日本産業規格K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める二号に適合する揮発油（以下「標準揮発油二号」という。）であること。

四 日本産業規格K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める二号（E）に適合する揮発油（以下「標準揮発油二号（E）」という。）であること。

（標準揮発油の表示の場所）
第二十一条 法第十七条の六第一項に規定する表示は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる場所に掲示するものとする。

ただし、標準揮発油一号、標準揮発油二号（E）、標準揮発油二号又は標準揮発油二号（E）の基準に適合する揮発油のみを販売する施設又は設備（当該施設又は設備が、軽油又は灯油を販売する施設又は設備である場合にあつては、標準軽油の基準に適合する軽油又は標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売する施設又は設備に限る。）にあつては、同表の下欄に掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に当該表示を掲示することができる。

二 前項の表示は、標準揮発油一号については様式第十七により、標準揮発油一号（E）については様式第十七の二により、標準揮発油二号については様式第十八により、標準揮発油二号（E）については様式第十八の二によりするものとする。

第二節 軽油の品質の確保
（軽油規格）
第二十二条 法第十七条の七第一項の軽油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下であること。

二 セタン指数が四十五以上であること。

三 九十パーセント留温度が三百六十度以下であること。

四 トリグリセリドが〇・〇一質量百分率以下であること。

五 次のイ又はロの要件を満たすものであること。

イ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分率以下であること。

ロ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分率を超え五質量百分率以下であつて、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) メタノールが〇・〇一質量百分率以下であること。
(2) 酸価（軽油一グラムの中に含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。以下同じ。）が〇・一三以下であること。
(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が〇・〇〇三質量百分率以下であること。
(4) 酸化安定度が六十五分以上であること。

2 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K二五四一一号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法及び日本産業規格K二五四一一号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法、日本産業規格K二五四一一号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一一号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一一号（原油及び石油製品―硫黄分試験方法）で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

3 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格K二二八〇一五号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法により算出した場合における数値又は日本産業規格K二二八〇一四号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法により測定した場合における数値とする。

4 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格K二二五四四号（石油製品―蒸留試験方法）の常圧蒸留試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

5 第一項第四号又は同項第五号イ若しくはロに定める数値（同号ロ（1）から（4）までに定める数値を除く。）は、軽油中の脂肪酸メチルエステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

6 第一項第五号ロ（1）で定める数値は、軽油中のメタノールの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

7 第一項第五号ロ（2）に定める数値は、日本産業規格K二五〇一〇号（石油製品及び潤滑油―中和価試験方法）の電位差滴定法（酸価）で定める測定方法により測定した場合における数値とする。

8 第一項第五号ロ（3）に定める数値は、軽油中のぎ酸、酢酸又はプロピオン酸の濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値を合計したものとす。

9 第一項第五号ロ（4）に定める数値は、軽油中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

(軽油規格の特則)

第二十二條の二 軽油生産業者、軽油輸入業者、

法第十七条の八第三項において準用する法第七
七条の四第二項の規定により確認を行うべき者
(以下「軽油加工業者」という。)又は軽油特定
加工業者が次条に規定する軽油試験研究計画の
認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた
軽油試験研究計画(以下「認定軽油試験研究計
画」という。)において定められた試験研究の用
に供する軽油を販売又は消費しようとする場合
にかかわらず、当該認定軽油試験研究計画に定め
られた試験研究の用に供する軽油の品質とする。
(軽油試験研究計画の認定の申請)

第二十二條の三 軽油生産業者、軽油輸入業者、

軽油加工業者又は軽油特定加工業者は、試験研
究の用に供する軽油を販売又は消費しようとする
ときは、当該試験研究の開始前に、当該試験
研究の計画(以下「軽油試験研究計画」とい
う。)を作成し、経済産業大臣の認定を受ける
ことができる。

2 軽油試験研究計画の期間は、五年を超えるこ
とができない。

3 軽油試験研究計画には、次に掲げる事項を記
載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業
者又は軽油特定加工業者が試験研究の用に供
する軽油(以下「試験研究用軽油」という。)
を販売する場合にあつては、当該試験研究用
軽油を自動車の燃料として用いる者の氏名
(法人の場合にあつては名称及び代表者の氏
名、住所及び連絡先

三 試験研究の開始の日及び終了の日(試験研
究用軽油の販売の場合にあつては、試験研
究用軽油の販売の開始の日及び終了の日並び
に試験研究の開始の日及び終了の日)
四 試験研究の目的及び実施の場所
五 試験研究用軽油の品質
六 試験研究用軽油の生産を行う場所(試験研
究用軽油を輸入する場合にあつては、当該試
験研究用軽油を輸入する者から当該試験研究
を実施する場所までの流通の経路)
七 試験研究用軽油を用いる自動車の自動車登
録番号標又は車両番号標及び型式
八 試験研究における安全を確保するための措
置及び管理体制

九 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持す
るための経理的基礎及び技術的能力
前三項に規定する軽油試験研究計画の申請
は、様式第十八の二の二によるものとする。
(認定の基準)

第二十二條の四 経済産業大臣は、前条第一項の
認定の申請が次の各号のいずれにも適合してい
ると認めるときでなければ、その認定をしては
ならない。

一 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展
に資するものであること。
二 軽油試験研究計画に記載された措置及び管
理体制が自動車の燃料に関する安全性に関す
る知見から判断して適切なものであると認め
られること。

三 軽油試験研究計画に記載された措置を講
じ、及び管理体制を維持するための経理的基
礎及び技術的能力があること。
四 前条第一項の認定の申請を行った者が、次
のイからホまでのいずれにも該当しないこ
と。

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくな
つた日から二年を経過しない者
ロ 軽油特定加工業者であつて法第十二條の
十四第一項の規定により登録を取り消さ
れ、その取消しの日から二年を経過しな
い者
ハ 軽油特定加工業者であつて法人であるも
のが法第十二條の十四第一項の規定により
登録を取り消された場合において、その処
分のあつた日から三十日以内にその軽油特定
加工業者の業務を行う役員であつた者でそ
の処分があつた日から二年を経過しない
もの

ニ 法人であつて、その業務を行う役員のうち
にイからハまでのいずれかに該当する者
があるもの
ホ 第二十二條の七の規定により認定を取り
消され、その取消しの日から二年を経過し
ない者

第二十二條の五 第二十二條の三第一項の認定を
受けた者(以下この節において「認定事業者」と
いう。)は、認定軽油試験研究計画について
同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとし
るときは、経済産業大臣の変更の認定を受けな
ければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定に準用す
る。
3 第一項の認定軽油試験研究計画の変更の認定
の申請は、様式第十八の三によるものとする。
(認定事業者による管理等)

第二十二條の六 認定事業者は、当該試験研究が
認定軽油試験研究計画に従つたものとなるよう
管理しなければならない。

2 認定事業者は、認定軽油試験研究計画に記載
された措置及び管理体制から見て、予見されな
い事態が生じたときは、速やかに、これを経済
産業大臣に報告しなければならない。
3 認定事業者は、十二月ごとに、様式第十八の
四による書面を経済産業大臣に提出しなけれ
ばならない。

4 認定事業者は、当該認定軽油試験研究計画の
終了の日から一月以内に、様式第十八の五によ
る書面を経済産業大臣に提出しなければならない。
(認定の取消)

第二十二條の七 経済産業大臣は、認定事業者が
次の各号の一に該当するときは、当該認定を取
り消すことができる。

一 不正の手段により第二十二條の三第一項の
認定を受けたとき。
二 前条各項の規定に違反したとき。
(軽油と同じ用途に用いることができる石油製
品)

第二十二條の八 法第十七条の七第一項の経済産
業省令で定める軽油と同じ用途に用いることが
できる石油製品は、灯油及び重油とする。
(標準軽油の基準)

第二十三條 法第十七条の七第二項において準用
する法第十七条の六第一項の標準軽油の基準と
して経済産業省令で定めるものは、次の各号に
掲げるのとおりとする。

一 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下である
こと。
二 セタン指数が四十五以上であること。
三 九十パーセント留温度が三百六十度以下
であること。
四 トリグリセリドが〇・〇一質量百分率以下
であること。
五 次のイ又はロの要件を満たすものであるこ
と。
イ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分
率以下であること。

ロ 脂肪酸メチルエステルが〇・一質量百分
率を超え五質量百分率以下であつて、次に
掲げる要件を満たすこと。
(1) メタノールが〇・〇一質量百分率以下
であること。
(2) 酸価が〇・一三以下であること。
(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が
〇・〇〇三質量百分率以下であること。
(4) 酸化安定度が六十五分以上であるこ
と。

六 引火点が四十五度以上であること。
七 流動点が別表第二の地域及び月の区分に応
じ同表に掲げる数値以下であること。
八 目詰まり点が別表第二の地域及び月の区分
に応じ同表に掲げる数値以下であること。た
だし、同表中「零下二十度」とあるのは「零
下十二度」と、「零下七・五度」とあるのは
「零下五度」と、「零下二・五度」とあるのは
「零下一度」と、「五度」とあるのは「規定せ
ず」と読み替えるものとする。
九 十パーセント残留の残留炭素分が〇・一質
量百分率以下であること。
十 動粘度が一・七平方ミリメートル毎秒以上
であること。

2 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K
二五四一―一(原油及び石油製品―硫黄分試
験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二
五四一―二(原油及び石油製品―硫黄分試験
方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五
四一―六(原油及び石油製品―硫黄分試験方
法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五
四一―七(原油及び石油製品―硫黄分試験方
法)で定める試験方法により測定した場合にお
ける数値とする。

3 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格
K二二八〇―一五(石油製品―オクタン価、セ
タン価及びセタン指数の求め方)で定める方法
により算出した場合における数値又は日本産業
規格K二二八〇―一四(石油製品―オクタン
価、セタン価及びセタン指数の求め方)で定め
る方法により測定した場合における数値とす
る。

4 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格
K二二五四号(石油製品―蒸留試験方法)の常

圧法蒸留試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

5 第一項第四号又は同項第五号イ若しくはロに定める数値(同号ロ(1)から(4)までに定める数値を除く。)は、軽油中の脂肪酸メチルエステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

6 第一項第五号ロ(1)で定める数値は、軽油中のメタノールの濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

7 第一項第五号ロ(2)に定める数値は、日本産業規格K二五〇一(石油製品及び潤滑油—中和価試験方法)の電位差滴定法(酸価)で定める測定方法により測定した場合における数値とする。

8 第一項第五号ロ(3)に定める数値は、軽油中の硝酸、酢酸又はプロピオン酸の濃度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値を合計したものとす

9 第一項第五号ロ(4)に定める数値は、軽油中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における数値とする。

10 第一項第六号に定める数値は、日本産業規格K二六五—三(引火点の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

11 第一項第七号に定める数値は、日本産業規格K二六九号(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法)の流動点試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

12 第一項第八号に定める数値は、日本産業規格K二二八号(石油製品—軽油—目詰まり点試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

13 第一項第九号に定める数値は、日本産業規格K二二七〇—一(原油及び石油製品—残留炭素分の求め方)又は日本産業規格K二二七〇—二(原油及び石油製品—残留炭素分の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。

14 第一項第十号に定める数値は、日本産業規格K二二八三号(原油及び石油製品—動粘度試験

方法及び粘度指数算出方法)の動粘度試験方法で定める試験方法により試験温度を三十度として測定した場合における数値とする。

(標準軽油の表示の場所)

第二十四条 法第十七条の七第二項において準用する法第十七条の六第一項に規定する表示は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる場所に掲げるものとする。ただし、標準軽油の基準に適合する軽油のみを販売する施設又は設備(当該施設又は設備が、揮発油又は灯油を販売する施設又は設備である揮発油にあつては、標準揮発油一、標準揮発油二(E)、標準揮発油二若しくは標準揮発油二(E)の基準に適合する揮発油又は標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売する施設又は設備に限る。)にあつては、同表の下欄に掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に当該表示を掲げることができる。

2 前項の表示は、様式第十九によりするものとする。

第二十五条 法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項、法第十七条の八第三項において準用する法第十七

七条の四第二項及び法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 試料は、法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項若しくは法第十七条の八第三項において準用する法第十七条の四第二項又は法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の確認を行った軽油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の軽油と混合を生じることがない段階において採取すること。

二 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないように措置を講じておくこと。

三 自ら保有する分析設備を使用して、分析すること。

四 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法に従つて分析させること。

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の軽油が出荷されることを行うこと。

ロ 軽油生産業者、軽油加工業者又は軽油特定加工業者が当該軽油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあっては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者及び軽油特定加工業者は、軽油生産業者が法第十七条の八第一項において準用する法第十七条の三第一項の確認を行うことを確認することにより、法第十七条の八第一項において準用する法第十七

七条の三第一項、法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項、法第十七条の四第二項又は法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による確認を行うことができる。

(軽油特定加工業者の確認の特則)

第二十五条の二 軽油特定加工業者は、特定加工する場所ごとに、軽油特定加工品質確認計画(以下「軽油特定加工計画」という。)を作成し、これを法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、当該軽油特定加工計画が次の各号に適合する旨の認定を受けることができる。

一 認定を受けようとする軽油特定加工業者(以下「軽油特定加工申請業者」という。)に供給する軽油を生産又は輸入する者(以下「混和前軽油生産業者等」という。)が生産又は輸入した軽油及び当該軽油特定加工計画申請業者に供給する混和前軽油を生産又は輸入する者(以下この条、次条及び第二十五条の八において「混和前軽油生産業者等」という。)が生産又は輸入した混和前軽油を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することが確認されること。

二 軽油特定加工計画の開始の日から終了の日までの間(以下「軽油特定加工計画期間」という。)前号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。

三 軽油特定加工計画期間中、第一号により確認された混和前軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実であること。

四 軽油特定加工計画期間中、第二号により継続的に生産又は輸入されることが確実であることとされた混和前の軽油の混和前軽油生産業者等から申請に係る特定加工する場所(以下「軽油特定加工計画特定加工場所」という。)までの流通の経路(以下「混和前軽油流通経路」という。)が一定であること。

五 軽油特定加工計画期間中、第三号により継続的に生産又は輸入されることが確実であることとされた混和前軽油の混和前軽油生産業者等から軽油特定加工計画特定加工場所までの流通の経路(以下「混和前軽油流通経路」という。)が一定であること。

2 軽油特定加工計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 軽油特定加工計画申請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日及び登録番号

三 軽油特定加工計画特定加工場所の所在地

四 計画の開始の日及び計画の終了の日

五 混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 軽油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前の軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実にするための措置

七 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通経路

八 混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 混和前軽油生産業者等が生産又は輸入する混和前軽油を生産又は輸入する場所

十 軽油特定加工計画期間中、前項第一号により確認された混和前軽油が混和前軽油生産業者等により継続的に生産又は輸入されることが確実にするための措置

十一 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通経路

3 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了の日までの期間は、一年を超えることができない。

4 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第十九の二による申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 混和前軽油生産業者等が第二十五条第一項第五号に規定する方法により軽油規格に適合する軽油であることを確認した軽油の供給を受けることを証する書面

二 軽油特定加工計画期間中、混和前軽油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（軽油特定加工計画申請業者と混和前軽油生産業者等が同一の場合は、当該軽油の生産計画書又は輸入計画書）

三 軽油特定加工計画申請業者が、混和前対象物を生産する者（以下この号、次号及び第二十五の五第三項第二号から第四号までにおいて「混和前対象物生産業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和前対象物生産業者が生産した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和前対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和前対象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 軽油特定加工計画期間中、混和前対象物生産業者が生産した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和前対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和前対象物が出荷されることを行う確認を、混和前対象物生産業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

ハ 混和前対象物生産業者が当該混和前対象物の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により、当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

ニ 申請の日前三月間において、混和前対象物生産業者が生産した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることについて、当該混和前対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和前対象物が出荷されること、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

四 前号二に掲げる書類を添付する場合においては、混和前対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面

五 軽油特定加工計画申請業者が、混和前対象物を輸入する者（以下この号及び第二十五条の五第三項第六号において「混和前対象物輸入業者」という。）から供給を受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類

イ 軽油特定加工計画期間中、混和前対象物輸入業者が輸入した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和前対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和前対象物が出荷されることを行う確認を、登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が行う場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 軽油特定加工計画期間中、混和前対象物輸入業者が輸入した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和前対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和前対象物が出荷されることを行う確認を、混和前対象物輸入業者が自ら行う場合にあつては、自らの分析設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面

六 軽油特定加工計画期間中、混和前対象物流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（軽油特定加工計画申請業者と混和前対象物生産業者等が同一の場合は、当該混和前対象物の生産計画書又は輸入計画書）

6 第二十五条の八の規定により認定を取り消された軽油特定加工業者は、その取消の日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第二十五条の三 前条第一項の認定を受けた軽油特定加工業者（以下「認定軽油特定加工業者」という。）は、法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による軽油の確認を、第二十五条第一項第五号の規定にかかわらず、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければならない。

2 認定軽油特定加工業者は、混和前対象物生産業者等が生産又は輸入した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることが当該混和前対象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十九の三により法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届けなければならない。

6 第二十五条の八の規定により認定を取り消された軽油特定加工業者は、その取消の日から二年を経過するまでは、第一項の認定を受けることができない。

第二十五条の三 前条第一項の認定を受けた軽油特定加工業者（以下「認定軽油特定加工業者」という。）は、法第十七条の八第四項において準用する法第十七条の四の二第一項の規定による軽油の確認を、第二十五条第一項第五号の規定にかかわらず、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなければならない。

2 認定軽油特定加工業者は、混和前対象物生産業者等が生産又は輸入した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることが当該混和前対象物の供給設備ごとに確認されたことを証する書面を、軽油特定加工計画期間中、三月以内に一回の頻度で、様式第十九の三により法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届けなければならない。

第二十五条の四 認定軽油特定加工業者がその事業の全部を譲り渡し、又は認定軽油特定加工業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定軽油特定加工業者の地位を承継する。

第二十五条の五 認定軽油特定加工業者は、第二十五条の二第一項の認定を受けた軽油特定加工計画（以下「認定軽油特定加工計画」という。）について第二十五条の二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項を変更して軽油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十九の四による変更申請書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第二十五条の二第二項第七号に掲げる事項の変更 変更に係る混和前軽油流通経路が一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和前軽油流通経路の変更に伴い認定軽油特定加工業者と混和前軽油生産業者等が同一となる場合は、当該軽油の生産計画書又は輸入計画書）

二 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和前対象物生産業者が生産した混和前対象物が当該混和前対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和前対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和前対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更 次に掲げるいずれかの書類

イ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあつては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

八 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

イ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ロ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ニ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

イ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ロ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

とする場合にあつては、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

ニ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約書を破棄する場合（口及びハの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ホ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わなければならない場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

ヘ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあつては、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

ト 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認を行わないこととする場合（ホ及びハの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

チ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて登録分析機

関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

リ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ル 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

三 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての産業標準化法に基づく方法による確認に関する変更 次に掲げるいずれかの書類

イ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が産業標準化法に基づく方法による確認を行わないこととする場合（前号チ及びリの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ロ 第二十五条の二第五項第三号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに産業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあつては、当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合することを証する書面

四 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力を維持する旨の変更

更 変更後の混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該変更後の製造設備、供給設備その他の設備を用いて生産された混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることについて、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

五 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての同条第五項第四号に掲げる書面に記載された管理体制を維持する旨の変更 変更後の管理体制を記載した書面

六 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置としての混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであること、当該混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されることを行う確認（以下この号において単に「確認」という。）に関する変更

イ 第二十五条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関の変更その他委託契約の内容を変更する場合（委託契約を破棄する場合を除く。）にあつては、当該変更に係る試験分析機関との委託契約書の写し

ロ 第二十五条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

ハ 第二十五条の二第五項第五号に掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

七 第二十五条の二第二項第十一号に掲げる事項の変更 変更に係る混和対象物流通経路が

一定であることを証する書面及びその旨を誓約する書面（混和対象物流通経路の変更に伴い混和対象物生産業者等が同一となる場合は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画書）

4 第二十五条の二第二項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第二十五条の六 認定軽油特定加工業者は、認定軽油特定加工計画について第二十五条の二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、様式第十九の五による届出書を法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができ。

第二十五条の七 認定軽油特定加工業者は、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができ。

2 前項の認定を受けようとする者は、計画の終了の日から同項の規定により変更される後の計画の終了の日までの期間は、一年を超えないこととできない。

4 第二十五条の二第二項第一号、第二項、第五項第二号及び第三号並びに第六号の規定は、第一項の認定に準用する。この場合において、同条第一項第二号中「軽油特定加工計画の開始の日から終了の日」とあるのは、「変更前の軽油特定加工計画の終了の日から変更後の計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日及び計画の終了の日」とあるのは、「変更前の計画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」と、同条第五項第三号中「申請の日前三月間において、混和対象物生産業者」とあるのは「混和対象物生産業者」と読み替えるものとする。

第二十五条の八 法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長は、認定軽油特定加工業者が次の各号の一に該当するときは、第二十五条の第二項、第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第二十五条の第三第一項の規定による確認を行わなかったとき。
- 二 第二十五条の第三第二項の規定による届出をしなかったとき。
- 三 第二十五条の第二第二項第三号、第六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第二十五条の五第一項の規定による変更の認定を受けなかったとき。
- 四 第二十五条の第二第二項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたにもかかわらず、第二十五条の六第一項の規定による届出をしなかったとき。
- 五 認定軽油特定加工業者に係る混和前軽油生産業者等が生産又は輸入する軽油を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合しなくなつたとき。
- 六 認定軽油特定加工業者に係る混和対象物生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合しなくなつたとき。
- 七 不正の手段により第二十五条の第二第一項、第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。
- 八 当該認定に係る特定加工する場所において生産された軽油が軽油規格に適合しないものであるにもかかわらず販売又は消費されたとき。

(準用等)

第二十六条 第十八条及び第十九条の規定は、軽油輸入業者に準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあるのは「軽油輸入業者」と、「法第十七条の第四項」とあるのは「法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の第四項」と、「揮発油」とあるのは「軽油」と、「様式第十五」とあるのは「様式第二十」と「法第十七条の四第一項」とあるのは「法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第一項」と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十七条の八第二項において準用する法第十七条の四第六項」とあり、標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売

条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様式第二十一」と読み替えるものとする。

第三節 灯油の品質の確保

第二十七条 法第十七条の九第一項の灯油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 硫黄分が〇・〇〇八質量百分率以下であること。
- 二 引火点が四〇度以上であること。
- 三 セーボルト色がプラス二十五以上であること。
- 四 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K二五四一―一〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―二〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―六〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―七〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 五 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格K二二六五―一〇号(引火点の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 六 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格K二五八〇号(石油製品―色試験方法)のセーボルト色試験方法で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 七 灯油と同じ用途に用いることができる石油製品(標準灯油の基準)
- 八 法第十七条の九第二項において準用する法第十七条の六第一項の標準灯油の基準として経済産業省令で定めるものは、日本産業規格K二二〇三号の表二で定める一号に適合する灯油であることとする。
- 九 (標準灯油の表示の場所)
- 十 法第十九条 法第十九条の九第二項において準用する法第十九条の六第一項に規定する表示は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる場所に掲げるものとする。ただし、標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売

する施設又は設備(当該施設又は設備が、揮発油又は軽油を販売する施設又は設備である場合にあつては、標準揮発油一号、標準揮発油二号(E)の基準に適合する揮発油又は標準揮発油二号の基準に適合する軽油のみを販売する施設又は設備に限る。)にあつては、同表の下欄に掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に当該表示を掲示することができる。

第三十条 法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三第一項、法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第一項及び法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 試料は、法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三第一項、法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第一項又は法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の確認を行った灯油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の灯油と混合を生じおそれがない段階において採取すること。
- 二 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。
- 三 自ら保有する分析設備を使用して、分析すること。
- 四 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法に従つて分析させること。
- 五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。
 - イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の灯油が出荷されることを行うこと。
 - ロ 灯油生産業者又は法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者(以下「灯油加工業者」という。)が当該灯油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、灯油生産業者、灯油輸入業者及び灯油加工業者は、灯油生産業者が灯油を販売するときは、当該灯油を購入する灯油生産業者が法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三第一項の確認を行うことを確認することにより、法第十七条の十第一項において準用する法第十七条の第三第一項、法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第一項又は法第十七条の十第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認を行うことができる。

第三十一条 第十八条及び第十九条の規定は、灯油輸入業者に準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあるのは「灯油輸入業者」と、「法第十七条の四第四項」とあるのは「法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第四項」と、「揮発油」とあるのは「灯油」と、「自動車の」とあるのは「屋内燃焼」と、「様式第十五」とあるのは「様式第二十三」と、「法第十七条の四第一項」とあるのは「法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第一項」と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十七条の十第二項において準用する法第十七条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

第四節 重油の品質の確保

第三十二条 法第十七条の十一第一項の重油の規格として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 硫黄分が〇・五質量百分率以下であること。
- 二 無機酸を含まないこと。
- 三 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K二五四一―三〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―四〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―五〇号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。
- 四 この省令において「無機酸を含まない」とは、日本産業規格K二二五二号(石油製品―反応試験方法)で定める試験方法により測定し

た場合において、その結果がアルカリ性又は中性であることをいう。

(重油規格の特則)

第三十二条の二 重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者(以下「重油加工業者」という。)が、重油を燃料とする船舶であつて次のいずれかの書面又はその写しにより海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号。以下この条において「海洋汚染等防止法」という。)第十九条の二十一第二項に規定する硫酸酸化物放出低減装置を設置していることが認められた船舶の燃料として重油を販売又は使用しようとする場合における重油規格については、前条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。

一 海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号。)第十二条の十七の六の四第一項の承認証

三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書によつて規定された同条約附属書VI第六規則又は第七規則の規定に基づく国際大気汚染防止証書

四 重油販売業者に販売しようとする場合にあつては、硫酸酸化物放出低減装置を設置している船舶の燃料として重油を販売する旨を当該重油販売業者が誓約する書面

2 重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者又は重油加工業者が、海洋汚染等防止法第十九条の二十一第三項に規定するお基標準適合燃料油を入手できない場合において、重油を船舶の燃料として販売又は使用しようとする場合における重油規格については、前条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。(重油と同じ用途に用いることができる石油製品)

第三十三条 法第十七条の十一第一項の経済産業省令で定める重油と同じ用途に用いることができる石油製品は、軽油とする。

(船舶等)

第三十四条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める船舶等は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国際航海に従事する総トン数四百トン以上のすべての船舶(海上自衛隊(防衛大学校を含む。))の使用する船舶を除く。)

二 すべての掘削パーシ

三 我が国の主権又は管轄権の下にある水域に設置されるすべての海洋掘採施設(書面を交付)

第三十五条 法第十七条の十一第二項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

一 当該船舶等に重油の販売後遅滞なく交付すること。

二 書面に記載された事項が第三十七条各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

2 第三十二条の二第一項第一号から第三号までのいずれかの規定により重油を販売するときは、確認した書面の写しを法第十七条の十一第二項に基づき交付する書面に添付するものとする。(試料の要件)

第三十六条 法第十七条の十一第二項の規定による試料は、四百ミリリットル以上であつて、重油を供給する作業が完了した後、重油販売業者及び船長又は重油供給の完了時の作業担当の責任者によつて次に掲げられた適当な容器に収められ、封印された上で、提出されなければならない。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。

一 当該船舶等の燃料用の重油を受け入れた船舶等の名称及び国際海事機関船舶識別番号(ただし、海洋掘採施設の場合は、名称のみでよい)。

二 試料の採取地及び採取方法

三 当該船舶等の燃料用の重油の供給開始日

四 当該船舶等の燃料用の重油を供給した設備の名称(他の船舶から当該船舶等の燃料用の重油を供給したときは、他の船舶の名称を含む。)

五 当該船舶等の燃料用の重油の種類

六 容器の封印方法

七 当該船舶等の燃料用の重油販売業者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名、及び署名、並びに重油の供給を受けた船舶等の船長又は重油供給の完了時の作業担当の責任者の氏名及び署名

第三十七条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載されなければならない。

一 当該船舶等の燃料用の重油を受け入れた船舶等の名称及び国際海事機関船舶識別番号(ただし、海洋掘採施設の場合は、名称のみでよい)。

二 当該船舶等の燃料用の重油を供給した場所

三 当該船舶等の燃料用の重油の供給開始日

四 当該船舶等の燃料用の重油販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名及び当該船舶等の燃料用の重油の販売を行う事業所の名称、所在地及び電話番号

五 当該船舶等の燃料用の重油の製品名

六 当該船舶等の燃料用の重油の供給量

七 十五度における密度(日本産業規格K二二四九一―一(原油及び石油製品―密度の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。)

八 硫黄分濃度(日本産業規格K二二四一―一(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二二四一―二(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二二四一―一五号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。)

九 当該船舶等の燃料用の重油の引火点(日本産業規格K二二六五―一三三号(引火点の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする。)

十 無機酸を含まないこと

十一 第一号から第十号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油販売業者の署名

(書面の写しの保存義務)

第三十八条 法第十七条の十一第二項の規定による書面の写しは、船舶等の燃料用の重油の販売を行う事業所ごとに備えなければならない。また、当該書面の写しは、書面の交付の日から三年間保存しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織(重油販売業者の使用に係る電子計算機と重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線を通じて接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 重油販売業者の使用に係る電子計算機と重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 重油販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて重油の販売を求めた者の閲覧に供し、当該重油の販売を求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、重油の使用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

第四十条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行令(以下「令」という。)第五項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち重油販売業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式(重油生産業者等の規格適合確認)

第四十一条 法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項及び法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 試料は、法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条

の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の確認を行つた重油が、販売又は消費されるまでの間に異なる品質の重油と混合を生じるおそれがない段階において採取すること。

二 採取した試料は速やかに分析をするものとし、分析をするまでの間はその成分の変化が生じないような措置を講じておくこと。

三 自ら保有する分析設備を使用して、分析すること。

四 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法を従つて分析させること。

五 試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。
イ 供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の重油が出荷されることを行うこと。

ロ 重油生産業者又は重油加工業者が当該重油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、重油生産業者、重油輸入業者及び重油加工業者は、重油生産業者に重油を販売するときは、当該重油を購入する重油生産業者が法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の第三項の確認を行うことを確認することにより、法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の第三項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項又は法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認を行うことができる。

(書面の記載事項)
第四十二条 法第十七条の十二第五項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 重油生産業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名及び重油の生産を行う事業所の名称、所在地及び電話番号
二 重油の製品名
三 重油の供給量
四 十五度における密度(日本産業規格K二二四九一―号(原油及び石油製品―密度の求め方)で定める試験方法又は日本産業規格K二二四九一―号(原油及び石油製品―密度の求め方)で定める試験方法又は日本産業規格K二二四九一―号(原油及び石油製品―密度の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする)
五 硫黄分濃度(日本産業規格K二五四一―三号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五四一―四号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―五号(原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方法により測定した場合における数値とする)
六 重油の引火点(日本産業規格K二二六五―三号(引火点の求め方)で定める試験方法により測定した場合における数値とする)
七 無機酸を含まないこと
八 第一号から第七号までの事項について適正である旨及びその旨を証する当該重油生産業者等の署名又は記名

(書面の交付)
第四十三条 法第十七条の十二第五項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。
一 当該重油販売業者が書面の交付を求められた後遅滞なく交付すること。
二 書面に記載された事項が前条各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
2 第三十二条の二第一項のいずれかの規定により重油を販売するときであつて、重油販売業者から書面の交付を求められたときは、確認した書面の写しを法第十七条の十二第五項に基づき交付する書面に添付するものとする。
(情報通信の技術を利用する方法)
第四十四条 法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。
一 電子情報処理組織(重油生産業者等の使用に係る電子計算機と重油販売業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 重油生産業者等の使用に係る電子計算機と重油販売業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該重油販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 重油生産業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて重

油販売業者の閲覧に供し、当該重油販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、重油販売業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。
第四十五条 令第七項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち重油生産業者等が使用する方法
二 ファイルへの記録の方式
(準用等)
第四十六条 第十八条及び第十九条の規定は、重油輸入業者に準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあるのは「重油輸入業者」と、「法第十七条の四第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第四項」と、「揮発油」とあるのは「重油」と、「通関の日」とあるのは「通関の日(ただし、外国貨物船用品として税関長から外国貨物承認を受けた場合にあつては、当該承認の日)」と、「自動車」とあるのは「船舶等」と、「様式第十五」とあるのは「様式第二十五」と、「法第十七条の四第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第四項」と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十七条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様式第二十六」と読み替へるものとする。

第三章の二 登録分析機関
第四十七条 (登録の申請)
法第十七条の十五第一項の規定により登録の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という)は、様式第二十七による申請書に次の各号の書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 次に掲げる事項を記載した書類
イ 分析業務に用いる機械器具の種類、数及び所在の場所
ロ 分析業務を行う者の資格及び数
三 申請者が法第十七条の十四各号の規定に該当しないことを説明した書面

油販売業者の閲覧に供し、当該重油販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、重油販売業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。
第四十五条 令第七項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち重油生産業者等が使用する方法
二 ファイルへの記録の方式
(準用等)
第四十六条 第十八条及び第十九条の規定は、重油輸入業者に準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあるのは「重油輸入業者」と、「法第十七条の四第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第四項」と、「揮発油」とあるのは「重油」と、「通関の日」とあるのは「通関の日(ただし、外国貨物船用品として税関長から外国貨物承認を受けた場合にあつては、当該承認の日)」と、「自動車」とあるのは「船舶等」と、「様式第十五」とあるのは「様式第二十五」と、「法第十七条の四第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第四項」と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十七条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様式第二十六」と読み替へるものとする。

第三章の二 登録分析機関
第四十七条 (登録の申請)
法第十七条の十五第一項の規定により登録の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という)は、様式第二十七による申請書に次の各号の書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。
一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二 次に掲げる事項を記載した書類
イ 分析業務に用いる機械器具の種類、数及び所在の場所
ロ 分析業務を行う者の資格及び数
三 申請者が法第十七条の十四各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法第十七条の十五第一項第三号の規定に適合していることを説明した書類
第四十八条から第五十条の三まで 削除
(登録の更新の手続)
第五十条の四 法第十七条の十六第一項の規定により、登録分析機関が登録の更新を受けようとする場合は、第四十七条の規定を準用する。
第五十一条及び第五十二条 削除
(分析業務)
第五十三条 法第十七条の十七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第五の上欄に掲げる分析区分に応じ、同表の中欄に掲げる試験方法により、同表の下欄に掲げる分析業務を行うことができるものとする。
(業務規程)
第五十四条 登録分析機関は、法第十七条の十八第一項の規定により業務規程の届出をするときは、分析業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第三十による届出書に業務規程を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条の十八第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
一 事業所の所在地及び分析区分
二 分析業務に関する料金
三 分析業務を行う時間及び休日に関する事項
四 分析員及び分析業務用設備の配置に関する事項
五 揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、揮発油加工業者、重油加工業者、重油輸入業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者に対する分析結果の通知に関する事項
六 分析員の選任及び解任に関する事項
七 分析の申請書の保存に関する事項
八 分析業務の実施方法
九 前各号に掲げるもののほか、分析業務に關し必要な事項
3 登録分析機関は、法第十七条の十八第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、変更後の分析業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第三十一による届出書に業務規程を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

四 申請者が法第十七条の十五第一項第三号の規定に適合していることを説明した書類
第四十八条から第五十条の三まで 削除
(登録の更新の手続)
第五十条の四 法第十七条の十六第一項の規定により、登録分析機関が登録の更新を受けようとする場合は、第四十七条の規定を準用する。
第五十一条及び第五十二条 削除
(分析業務)
第五十三条 法第十七条の十七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第五の上欄に掲げる分析区分に応じ、同表の中欄に掲げる試験方法により、同表の下欄に掲げる分析業務を行うことができるものとする。
(業務規程)
第五十四条 登録分析機関は、法第十七条の十八第一項の規定により業務規程の届出をするときは、分析業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第三十による届出書に業務規程を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第五十四条の二 法第十七条の十九第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録分析機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(分析業務の休止の届出)

第五十五条 登録分析機関は、法第十七条の二十一の規定により分析業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、分析区分に従い、様式第三十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四章 雑則

(揮発油販売業者の帳簿)

第五十六条 法第十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 揮発油の分析に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 分析を行った年月日及び場所
 - ロ 分析を行った品質管理者の氏名
 - ハ 使用した分析設備の種類
 - ニ 分析結果
 - ホ 前回分析を行ったときより後に揮発油を購入した場合にあつては、その購入先
- ヘ 登録分析機関の名称

二 営業日又は営業時間に関する事項(法第十八条第一項の規定に基づき、経済産業大臣が営業日の制限又は営業時間の短縮を実施すべき期間として公表した期間のものに限る。)

2 揮発油販売業者は、給油所ごとに帳簿を備え、品質管理者に揮発油の分析をさせている場合にあっては前項第一号イからホまで及び第二号に掲げる事項、登録分析機関に揮発油の分析を委託している場合にあっては同項第一号イ及びニからへまで並びに第二号に掲げる事項を当

該事項が記載可能となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。

3 前項の帳簿は、記載の日から二年間保存しなければならない。

(揮発油等の生産業者等の帳簿)

第五十七条 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 確認を行った年月日及び場所
- 二 分析を行った品質管理責任者又は登録分析機関の名称
- 三 使用した分析設備の種類(自ら分析を行った場合に限り)
- 四 分析結果

2 法第十九条第二項の規定による帳簿は、揮発油、軽油、灯油又は重油の品質の確認を行う事業所ごとに備え、前項に掲げる事項が記載可能となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。また、当該帳簿は、記載の日から二年間保存しなければならない。

(揮発油等の輸入業者の帳簿)

第五十八条 法第十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 確認を行った年月日及び場所
- 二 法第十七条の四第四項(法第十七条の八第二項、法第十七条の十第二項及び法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。)の届出を行った経済産業局の名称
- 三 分析を行った品質管理責任者又は登録分析機関の名称
- 四 使用した分析設備の種類(自ら分析を行った場合に限り)
- 五 分析結果

2 法第十九条第三項の規定による帳簿は、揮発油、軽油、灯油又は重油の品質の確認を行う事業所ごとに備え、前項に掲げる事項が記載可能となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。また、当該帳簿は、記載の日から二年間保存しなければならない。

(標準揮発油等の表示に関する帳簿)

第五十九条 法第十九条第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 標準揮発油一号、標準揮発油二号(E)、標準揮発油二号、標準揮発油二号(E)、標準揮発油又は標準灯油の区分

二 標準揮発油一号、標準揮発油二号(E)、標準揮発油二号、標準揮発油二号(E)、標準揮発油又は標準灯油の基準に適合することの確認(以下「品質の確認」という。)を行った年月日

三 品質の確認の方法

四 品質の確認の結果(当該結果を証する書面の添付及び品質の確認を行った者の氏名又は名称を含む。)

五 表示の期間

六 表示の場所

2 法第十七条の六第一項(法第十七条の七第二項又は法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により表示を行う揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、給油所その他の事業場ごとに帳簿を備え、前項に掲げる事項を当該事項が記載可能となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。

3 前項の帳簿は、記載の日から二年間保存しなければならない。

(登録分析機関の帳簿)

第六十条 法第十九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 分析を委託した揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、揮発油加工業者、灯油加工業者、重油加工業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者の氏名又は名称並びに揮発油販売業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者にあつてはその登録番号
- 二 分析の委託に係る事務所、給油所その他の事業場の名称及び所在地
- 三 分析の委託を受けた年月日
- 四 分析を行った年月日
- 五 分析を行った分析員の氏名
- 六 使用した分析業務用設備の種類
- 七 分析の概要及び結果

2 登録分析機関は、事業所ごとに委託を受けた事務所、給油所その他の事業場ごとの帳簿を備え、前項に掲げる事項を当該事項が記載可能となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。

3 登録分析機関は、法第十九条第五項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から二年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第六十条の二 第五十六条第一項各号、第五十七条第一項各号、第五十八条第一項各号、第五十九条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて、それぞ

れ法第十九条第一項、第二項、第三項、第四項又は第五項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(収去証)

第六十一条 法第二十条第二項の規定により職員が揮発油、軽油、灯油その他の必要な試料を収去するときは、被収去者に様式第三十三による収去証を交付しなければならない。

(身分証明書)

第六十二条 法第二十条第四項に規定する証明書は、様式第三十四によるものとする。

(意見の聴取)

第六十三条 法第二十一条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開くこととするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。

3 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届けなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員そ

の他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができない。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人又はこれらの代理人並びに第四項の規定による指定を受けた者及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 議長は意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事実の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をすることは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

第六十四条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

附則 抄
この省令は、昭和五十二年五月二十三日から施行する。

附則（昭和五十六年二月八日通商産業省令第八九号）

この省令は、揮発油販売業法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第八十二号）の施行の日（昭和五十六年十二月十一日）から施行する。

附則（昭和五十七年一月一八日通商産業省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六〇年一月一八日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年一月一八日通商産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年三月二八日通商産業省令第一四号）

この省令は、昭和六十二年四月二十八日から施行する。

附則（昭和六二年七月一〇日通商産業省令第四一〇号）

この省令は、昭和六十二年九月三十日から施行する。ただし、第十条、第十五条及び第二十一条の改正規定は、昭和六十二年十月三十一日から施行する。

附則（昭和六二年一月一七日通商産業省令第四九号）

この省令は、昭和六十二年十月十八日から施行する。

附則（平成元年一月一八日通商産業省令第七一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月一八日通商産業省令第四八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年一月一八日通商産業省令第五〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年一月一六日通商産業省令第六五〇号）

この省令は、平成四年十月十八日から施行する。

附則（平成五年一月一八日通商産業省令第六三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六〇号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成六年一月一八日通商産業省令第七〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一月三〇日通商産業省令第九〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一月三一日通商産業省令第九二〇号）

（施行期日）

1 この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に揮発油、軽油又は灯油の輸入の事業を一年間以上又は二年間以上行っている者は、第十八条第二項（第二十六条及び第三十一条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用に関しては、揮発油、軽油又は灯油の輸入の事業をそれぞれ一年間以上又は二年間以上行っている者とみなす。その際、同項中「法の規定」は「揮発油販売業法又は特定石油製品輸入暫定措置法の規定」と読み替えるものとする。

附則（平成八年三月二六日通商産業省令第一五〇号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九〇号）

抄

附則（平成九年四月一日通商産業省令第五八〇号）

1 この省令は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項第一号の改正規定は、平成十年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成九年十二月三十一日までの間において軽油販売業者が販売する軽油であつて、改正前の第二十二條第一項各号に定める規格に適合するものは、改正後の第二十二條第一項各号に定める規格に適合するものとみなす。

附則（平成九年四月九日通商産業省令第七四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月二六日通商産業省令第一二七〇号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三五〇号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一一年七月一日通商産業省令第六五〇号）

1 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二十条第一号及び第二号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間において揮発油販売業者が販売する揮発油であつて、改正前の第十条第一項各号に定める規格に適合するものは、改正後の第十条第一項各号に定める規格に適合するものとする。

附則（平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二四〇号）

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成一二年一月三一日通商産業省令第二六八〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二九日通商産業省令第九九〇号）

抄

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年八月二一日通商産業省令第九三〇号）

この省令は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年八月二十八日）から施行する。ただし、第十条第一項第二号、第二十二條第一項第一号及び第二十三條第一項第一号の改正規定は平成十六年十二月三十一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日通商産業省令第一二九〇号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、様式第十五、様式第二十、様式第二十三、様式第四十五、様式第四十七及び様式第四十九の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年二月二五日通商産業省令第二二〇号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する指定分析機関を指定する省令の廃止）

第二条 揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する指定分析機関を指定する省令（平成十

三年経済産業省令第二百二十八号)は、廃止する。

附則 (平成一六年一月二七日経済産業省令第二二五号)

この省令は、平成一六年十二月三十一日から施行する。

附則 (平成一七年二月一四日経済産業省令第六号)

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成一七年三月七日)から施行する。

附則 (平成一七年三月八日経済産業省令第一五号)

この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年一月三〇日経済産業省令第九号)

この省令は、平成一九年一月一日から施行する。ただし、第十条第一項第二号の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

附則 (平成一九年一月一五日経済産業省令第三号)

この省令は、平成一九年三月三十一日から施行する。

附則 (平成二〇年一月二五日経済産業省令第八号)

この省令は、平成二一年二月二十五日から施行する。

附則 (平成二一年六月一七日経済産業省令第三一号)

この省令は、平成二一年七月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月二日経済産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年二月二八日経済産業省令第七一号)

この省令は、平成二四年一月一日から施行する。

附則 (平成二四年三月三〇日経済産業省令第二六号)

(施行期日) この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

(軽油規格等に関する経過措置) 2 当分の間、軽油中の酸価(軽油一グラムのうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。以下同じ。)の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法により測定した場合における酸価の増加の数値が〇・一二以下である軽油は、この省令による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十二條第一項第五号ロ(4)又は第二十三條第一項第五号ロ(4)の要件を満たすものとみなす。

附則 (平成二五年一月二二日経済産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年六月一日経済産業省令第四七号)

(施行期日) この省令は、平成二七年六月十五日から施行する。

第一条 この省令は、平成二七年六月十五日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号。以下、「規則」という。)第十四条の二の規定によりされている申請又は規則第十四条の七の規定によりされている変更申請については、改正後の規則第十四条の二の規定によりされた申請又は規則第十四条の七の規定によりされた変更申請とみなす。

この省令の施行の際現に改正前の規則第十四条の二により受けた認定又は規則第十四条の七の規定により受けた変更認定については、改正後の規則第十四条の二の規定による認定又は改正後の規則第十四条の七の規定による変更認定を受けたものとみなす。

附則 (平成二八年三月二九日経済産業省令第四三三号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年一月二九日経済産業省令第四六号)

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

附則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二條による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二條による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和四年九月三〇日経済産業省令第七六号)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則 (令和五年一月二二日経済産業省令第六三三号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和六年四月一日経済産業省令第二九号)

この省令は、令和六年五月一日から施行する。

別表第一 標準揮発油の表示の場所(第二十一條関係)

区分

固定された給油設備(懸垂標準揮発油を給油するものを除く。以下「固定」の計量器の見やすい定式給油設備」という。)

場所

懸垂式の固定された給油設備標準揮発油を給油する(以下「懸垂式給油設備」とる計量器の表示部という。)

見やすい箇所

固定されていない給油設備標準揮発油を給油する(以下「可搬式給油設備」とる計量器の見やすい箇所)

別表第二 標準軽油の流動点の基準(第二十三條関係)

地域

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

別表第三 標準軽油の表示の場所(第二十四條関係)

区分

北 零下二十度 零下五度 零下五度 零下五度

東 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

北 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

東 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

中 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

北 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

東 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

海 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

近 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

畿 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

山 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

陰 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

陽 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

四 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

国 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

九 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

州 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

沖 零下七度 零下五度 零下五度 零下五度

繩

(注) この表において「東北」とは、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島の各県を、「関東」とは、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川の各県を、「北陸」とは、新潟、富山、石川、福井の各県を、「中部」とは、山梨、長野、岐阜の各県を、「東海」とは、静岡、愛知の各県を、「近畿」とは、滋賀、三重、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫の各府県を、「山陽」とは、岡山、広島、山口の各県を、「山陰」とは、鳥取、島根の各県を、「四国」とは、香川、徳島、愛媛、高知の各県を、「九州」とは、福岡、大分、宮崎、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県をいう。

別表第三 標準軽油の表示の場所(第二十四條関係)

区分

場所

備	固定式給油設備標準軽油を給油する計量器の見や	備	懸垂式給油設備標準軽油を給油する計量器の表示部の見やすい箇所	備	可般式給油設備標準軽油を給油する計量器の見やすい箇所	別表第四	標準灯油の表示の場所（第二十九条関係）	区分	場所	固定式給油設備標準灯油を給油する計量器の見やすい箇所	懸垂式給油設備標準灯油を給油する計量器の表示部の見やすい箇所	可般式給油設備標準灯油を給油する計量器の見やすい箇所	移動貯蔵タンク	灯油販売業者の標準灯油のみが入れられる容器に用いられる容器	販売取扱所	標準灯油を販売する施設の見やすい箇所	別表第五	登録分析機関の技術上の基準（第五十三条関係）	分析試験方法	揮発一	日本産業規格K二二一	給油所ごとの揮発一（石油製品）ガソリン揮発油の分析は十	揮発二	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十	揮発三	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十	揮発四	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十	揮発五	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十
---	------------------------	---	--------------------------------	---	----------------------------	------	---------------------	----	----	----------------------------	--------------------------------	----------------------------	---------	-------------------------------	-------	--------------------	------	------------------------	--------	-----	------------	-----------------------------	-----	------------	------	----------	-----	------------	------	----------	-----	------------	------	----------	-----	------------	------	----------

試験方法）で定める試験方法

三 メチルターシャリー
ブチルエーテルの混入率
について、日本産業規格
K二五三六―二号（石油
製品―成分試験方法）で
定める試験方法、日本産
業規格K二五三六―四号
（石油製品―成分試験方
法）で定める試験方法、
日本産業規格K二五三六
―五号（石油製品―成分
試験方法）で定める試験
方法又は日本産業規格K
二五三六―六号（石油製
品―成分試験方法）で定
める試験方法

四 酸素分について、日
本産業規格K二五三六―
二号（石油製品―成分試
験方法）で定める試験方
法、日本産業規格K二五
三六―四号（石油製品―
成分試験方法）で定める
試験方法又は日本産業規
格K二五三六―六号（石
油製品―成分試験方法）
で定める試験方法

五 ベンゼンの混入率に
ついて、日本産業規格K
二五三六―二号（石油製
品―成分試験方法）で定
める試験方法、日本産業
規格K二五三六―三号（石
油製品―成分試験方法）
で定める試験方法又は
日本産業規格K二五三
六―四号（石油製品―成
分試験方法）で定める試
験方法

六 灯油の混入率につい
て、日本産業規格K二五
三六―二号（石油製品―
成分試験方法）で定める
試験方法又は日本産業規
格K二五三六―四号（石
油製品―成分試験方法）
で定める試験方法

揮 発 一	日本産業規格K二二一	給油所ごとの揮発一（石油製品）ガソリン揮発油の分析は十	揮発二	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十	揮発三	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十	揮発四	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十	揮発五	日本産業規格K二五五	石油製品	揮発油の分析は十
-------------	------------	-----------------------------	-----	------------	------	----------	-----	------------	------	----------	-----	------------	------	----------	-----	------------	------	----------

揮発原子吸光A法又は原子吸り、採取するこ
と。

二 日本産業規格K二五二
―四号（原油及び石油製
品―成分試験方法）に、
分析を行うこと

三 メチルターシャリー
ブチルエーテルの混入率
について、日本産業規格
K二五三六―二号（石油
製品―成分試験方法）で
定める試験方法、日本産
業規格K二五三六―四号
（石油製品―成分試験方
法）で定める試験方法又
は日本産業規格K二五三
六―六号（石油製品―成
分試験方法）で定める試
験方法

四 酸素分について、日
本産業規格K二五三六―
二号（石油製品―成分試
験方法）で定める試験方
法、日本産業規格K二五
三六―四号（石油製品―
成分試験方法）で定める
試験方法又は日本産業規
格K二五三六―六号（石
油製品―成分試験方法）
で定める試験方法

五 ベンゼンの混入率に
ついて、日本産業規格K

様式第4 (第6条関係)

様式第4 (第6条関係) (申請書中の一紙提出、申請書中の二紙提出(申請書1紙提出、所在地変更届)・8月以降40日以内提出)

×数量・単位	
×受理年月日	年 月 日

振込振替口座番号(振替用印) _____

振込振替口座名義(振替用印) _____

申請人
 氏名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

次のとおり振込振替口座について連絡がありましたことを証明します。

- 1 振替人の氏名及び住所
- 2 振替人の登録年月日及び登録番号
- 3 振込振替口座の開設した金融機関の名称として記載された振込人の氏名及び住所
- 4 振替日の年月日

(備考) ① この関係の存在は、日本国事務手続4とすること。
 ② ×印の欄は、記載しないこと。
 ③ 記載事項は、振込振替口座の開設を完了した金融機関の名称として記載された振込人の氏名とすること。

様式第5 (第6条関係)

様式第5 (第6条関係) (申請書中の一紙提出、申請書中の二紙提出(申請書1紙提出、所在地変更届)・8月以降40日以内提出)

×数量・単位	
×受理年月日	年 月 日

振込振替口座番号(振替用印) _____

振込振替口座名義(振替用印) _____

申請人
 氏名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

次のとおり振込振替口座について連絡がありましたことを証明します。

- 1 振替人の氏名及び住所
- 2 振替人の登録年月日及び登録番号
- 3 振込振替口座の開設した金融機関の名称として記載された振込人の氏名及び住所
- 4 振替日の年月日

(備考) ① この関係の存在は、日本国事務手続4とすること。
 ② ×印の欄は、記載しないこと。
 ③ 記載事項は、本人に上りすること。

様式第5の2 (第6条関係)

様式第5の2 (第6条関係) (申請書中の一紙提出、申請書中の二紙提出(申請書1紙提出、所在地変更届)・8月以降40日以内提出)

×数量・単位	
×受理年月日	年 月 日

振込振替口座番号(振替用印) _____

振込振替口座名義(振替用印) _____

申請人
 氏名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

次のとおり振込振替口座について連絡がありましたことを証明します。

- 1 振替人の氏名及び住所
- 2 振替人の登録年月日及び登録番号
- 3 振込振替口座の開設した金融機関の名称として記載された振込人の氏名及び住所
- 4 振替日の年月日

(備考) ① この関係の存在は、日本国事務手続4とすること。
 ② ×印の欄は、記載しないこと。

様式第6 (第7条関係)

様式第6 (第7条関係) (申請書中の一紙提出、申請書中の二紙提出(申請書1紙提出、所在地変更届)・8月以降40日以内提出)

×数量・単位	
×受理年月日	年 月 日

振込振替口座番号(振替用印) _____

振込振替口座名義(振替用印) _____

申請人
 氏名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

次のとおり振込振替口座について連絡がありましたことを証明します。

- 1 振替人の氏名及び住所
- 2 振替人の登録年月日及び登録番号
- 3 振込振替口座の開設した金融機関の名称として記載された振込人の氏名及び住所
- 4 振替日の年月日

(備考) ① この関係の存在は、日本国事務手続4とすること。
 ② ×印の欄は、記載しないこと。

様式第7 (第8条関係)

様式第7 (第8条関係) (甲(商標等)の一般法、甲(商標等)の特許法第2条上、一般法、甲(商標等)の特許法第2条下) (印字)

登録番号	年月日
変更番号	年月日
商標	年月日
商標	年月日

商標権の取得の記録等に関する記録簿を提出し、特許法の規定により、次の特許法第2条に規定する事項を記載した図表を提出する。

1 商標の記号及び図形	年月日
2 商標の権利の譲渡	年月日
3 商標の消滅	年月日

(備考) 1 この関係の文字を記し、日本国商標権を主張するものとする。
2 この関係の図を、記載したものとする。

様式第8 (第9条関係)

様式第8 (第9条関係) (甲(商標等)の一般法、甲(商標等)の特許法第2条上、一般法、甲(商標等)の特許法第2条下) (印字)

登録番号	年月日
変更番号	年月日
商標	年月日
商標	年月日

商標権の取得の記録等に関する記録簿を提出し、特許法の規定により、次の特許法第2条に規定する事項を記載した図表を提出する。

1 商標の記号及び図形	年月日
2 商標の権利の譲渡	年月日
3 商標を消滅した理由	年月日

(備考) 1 この関係の文字を記し、日本国商標権を主張するものとする。
2 この関係の図を、記載したものとする。

様式第8の2 (第9条の2関係)

様式第8の2 (第9条の2関係) (甲(商標等)の一般法、甲(商標等)の特許法第2条下) (印字)

登録番号	年月日
変更番号	年月日
商標	年月日
商標	年月日

商標権の取得の記録等に関する記録簿を提出し、特許法の規定により、次の特許法第2条に規定する事項を記載した図表を提出する。

1 商標の記号及び図形	年月日
2 商標の権利の譲渡	年月日
3 商標を消滅した理由	年月日
4 特許法第2条第1項第2号に規定する事項	年月日

(備考) 1 この関係の文字を記し、日本国商標権を主張するものとする。
2 この関係の図を、記載したものとする。
3 商標の消滅の理由を記し、日本国商標権を主張するものとする。
4 商標の消滅の理由を記し、日本国商標権を主張するものとする。
5 商標の消滅の理由を記し、日本国商標権を主張するものとする。
6 商標の消滅の理由を記し、日本国商標権を主張するものとする。
7 商標の消滅の理由を記し、日本国商標権を主張するものとする。
8 商標の消滅の理由を記し、日本国商標権を主張するものとする。

様式第8の3 (第9条の3関係)

様式第8の3 (第9条の3関係) (甲(商標等)の一般法、甲(商標等)の特許法第2条下) (印字)

商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日
商標	年月日

(備考) 1 この関係の文字を記し、日本国商標権を主張するものとする。
2 商標の分符を記し、日本国商標権を主張するものとする。
3 商標の分符を記し、日本国商標権を主張するものとする。
4 商標の分符を記し、日本国商標権を主張するものとする。

様式第8の4 (第9条の4関係) (申請書第4の1-第3、4号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項)

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

株式会社 株式会社 株式会社

氏名又は名称及び住所
住所

申請書の送付年月日及び受理年月日

代表取締役の氏名及び住所

代表取締役の住所

(備考) 1 この欄にのりかき又は、日本国憲法第4条とすることを、
2 申請書の提出、記載しないこと。

様式第8の5 (第9条の4関係) (申請書第4の1-第3、4号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項)

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

株式会社 株式会社 株式会社

氏名又は名称及び住所
住所

申請書の送付年月日及び受理年月日

代表取締役の氏名及び住所

代表取締役の住所

(備考) 1 この欄にのりかき又は、日本国憲法第4条とすることを、
2 申請書の提出、記載しないこと。

様式第8の6 (第9条の4関係) (申請書第4の1-第3、4号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項)

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

株式会社 株式会社 株式会社

氏名又は名称及び住所
住所

申請書の送付年月日及び受理年月日

代表取締役の氏名及び住所

代表取締役の住所

(備考) 1 この欄にのりかき又は、日本国憲法第4条とすることを、
2 申請書の提出、記載しないこと。

様式第8の7 (第9条の4関係) (申請書第4の1-第3、4号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項) (申請書第4の1-第3号記載事項)

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

株式会社 株式会社 株式会社

氏名又は名称及び住所
住所

申請書の送付年月日及び受理年月日

代表取締役の氏名及び住所

代表取締役の住所

(備考) 1 この欄にのりかき又は、日本国憲法第4条とすることを、
2 申請書の提出、記載しないこと。

様式第8の8 (第9条の4関係)

様式第8の8 (第9条の4関係) (申請書(別紙)・通知、令和5年9月17日現在適用中) (一部抜粋)

× 数量・単位等	年 月 日
× 依頼年月日	年 月 日

建設物特定加工業者登録申請書

姓 名
 建設業者 名称及び代表者の氏名
 姓 名 建設及び代表者の氏名
 住所又は店舗の所在地
 1 建設業者の登録年月日及び登録番号
 2 業種の番号

(備考) 1 この関係の氏名又は、日本国籍種別欄を4とする。2 ⇒後の欄に、記載しないこと。

様式第8の9 (第9条の5関係)

様式第8の9 (第9条の5関係) (申請書(別紙)・通知、令和5年9月17日現在適用中) (一部抜粋)

× 数量・単位等	年 月 日
× 依頼年月日	年 月 日

建設物特定加工業者変更登録申請書

姓 名
 建設業者 名称及び代表者の氏名
 姓 名 建設及び代表者の氏名
 住所又は店舗の所在地
 1 建設業者の登録年月日及び登録番号
 2 業種の番号

前 記 の 内 容	変 更 後 の 内 容
3 変更の年月日	
4 変更の理由	

(備考) 1 この関係の氏名又は、日本国籍種別欄を4とする。2 ⇒後の欄に、記載しないこと。

様式第8の10 (第9条の6関係)

様式第8の10 (第9条の6関係) (申請書(別紙)・通知、令和5年9月17日現在適用中) (一部抜粋)

× 数量・単位等	年 月 日
× 依頼年月日	年 月 日

建設物特定加工業者転出登録申請書

姓 名
 建設業者 名称及び代表者の氏名
 姓 名 建設及び代表者の氏名
 住所又は店舗の所在地
 1 建設業者の登録年月日及び登録番号
 2 業種の番号

前 記 の 内 容	変 更 後 の 内 容
3 変更の年月日	
4 変更の理由	

(備考) 1 この関係の氏名又は、日本国籍種別欄を4とする。2 ⇒後の欄に、記載しないこと。

様式第8の11 (第9条の7関係)

様式第8の11 (第9条の7関係) (申請書(別紙)・通知、令和5年9月17日現在適用中) (一部抜粋)

× 数量・単位等	年 月 日
× 依頼年月日	年 月 日

建設物特定加工業者抹消登録申請書

姓 名
 建設業者 名称及び代表者の氏名
 姓 名 建設及び代表者の氏名
 住所又は店舗の所在地
 1 建設業者の登録年月日及び登録番号
 2 業種の番号
 3 業種変更した理由

(備考) 1 この関係の氏名又は、日本国籍種別欄を4とする。2 ⇒後の欄に、記載しないこと。

様式第8の12 (第9条の8関係)

様式第8の12 (第9条の8関係) (印刷用) (※印刷後、必ず、各記載事項について捺印を要する)

〆 監 査 報 告 書 〆 監 査 結 果 〆 監 査 手 続 記 録 〆 監 査 報 告 書 添 付 書	年 月 日
経 理 人 氏 名 姓 名 所 在 部 門 職 務	年 月 日
監 査 人 氏 名 姓 名 所 在 部 門 職 務	年 月 日
監査対象となる業務年度の範囲 (平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで) 及び、当該業務年度の決算の承認の有無 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
1. 当該業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
2. 監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
3. 監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
4. 監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	

監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。

様式第8の13 (第9条の8関係)

様式第8の13 (第9条の8関係) (印刷用) (※印刷後、必ず、各記載事項について捺印を要する)

特 定 加 入 者 名 簿 (注 1)	年 月 日
特 定 加 入 者 名 簿 (注 2)	年 月 日
経 理 人 名 簿 (注 3)	年 月 日
経 理 人 名 簿 (注 4)	年 月 日
経 理 人 名 簿 (注 5)	年 月 日
経 理 人 名 簿 (注 6)	年 月 日
経 理 人 名 簿 (注 7)	年 月 日

1. この関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

2. 関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

3. 関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

4. 関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

5. 関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

6. 関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

7. 関係の内容及び、日本企業様務を 4 とすること。

様式第8の14 (第9条の10関係)

様式第8の14 (第9条の10関係) (印刷用) (※印刷後、必ず、各記載事項について捺印を要する)

〆 監 査 報 告 書 〆 監 査 結 果 〆 監 査 手 続 記 録 〆 監 査 報 告 書 添 付 書	年 月 日
経 理 人 氏 名 姓 名 所 在 部 門 職 務	年 月 日
監 査 人 氏 名 姓 名 所 在 部 門 職 務	年 月 日
監査対象となる業務年度の範囲 (平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで) 及び、当該業務年度の決算の承認の有無 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
1. 当該業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
2. 監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	

監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。

様式第8の15 (第9条の10関係)

様式第8の15 (第9条の10関係) (印刷用) (※印刷後、必ず、各記載事項について捺印を要する)

〆 監 査 報 告 書 〆 監 査 結 果 〆 監 査 手 続 記 録 〆 監 査 報 告 書 添 付 書	年 月 日
経 理 人 氏 名 姓 名 所 在 部 門 職 務	年 月 日
監 査 人 氏 名 姓 名 所 在 部 門 職 務	年 月 日
監査対象となる業務年度の範囲 (平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで) 及び、当該業務年度の決算の承認の有無 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
1. 当該業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	
2. 監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。	

監査対象となる業務年度の範囲 (承認あり/承認なし) 及び、承認の有無の理由 (承認ありの場合は承認の有無の理由を、承認なしの場合は承認を拒否した理由を) について記述してください。

様式第8の16（第9条の10関係）（労働基準法41条、労働基準法77条）関係事項に関する書類

労働基準法第77条第1項第1号	年 月 日
労働基準法第77条第1項第2号	年 月 日

労働基準法21条第1項第1号関係事項

氏 名 年 月 日

職 位

氏名及び住所

1 労働者の氏名及び住所

2 労働者の労働組合及び労働組合の名称

3 労働者の労働組合の代表者の氏名、住所及び電話番号

4 労働組合の発足年月日

(備考) 1 この関係の存在は、日本労働関係法41条とする。

2 労働者の住所、労働組合の代表者の住所を記載する場合は、労働基準法41条第1項第1号の労働者の住所を記載する。

様式第8の17（第9条の10関係）（労働基準法41条、労働基準法77条）関係事項に関する書類

労働基準法第77条第1項第1号	年 月 日
労働基準法第77条第1項第2号	年 月 日

労働基準法21条第1項第1号関係事項

氏 名 年 月 日

職 位

氏名及び住所

1 労働者の氏名及び住所

2 労働者の労働組合及び労働組合の名称

3 労働者の労働組合の代表者の氏名、住所及び電話番号

4 労働組合の発足年月日

(備考) 1 この関係の存在は、日本労働関係法41条とする。

2 労働者の住所、労働組合の代表者の住所を記載する場合は、労働基準法41条第1項第1号の労働者の住所を記載する。

様式第8の18（第9条の10関係）（労働基準法41条、労働基準法77条）関係事項に関する書類

労働基準法第77条第1項第1号	年 月 日
労働基準法第77条第1項第2号	年 月 日

労働基準法21条第1項第1号関係事項

氏 名 年 月 日

職 位

氏名及び住所

1 労働者の氏名及び住所

2 労働者の労働組合及び労働組合の名称

3 労働者の労働組合の代表者の氏名、住所及び電話番号

4 労働組合の発足年月日

(備考) 1 この関係の存在は、日本労働関係法41条とする。

2 労働者の住所、労働組合の代表者の住所を記載する場合は、労働基準法41条第1項第1号の労働者の住所を記載する。

様式第8の19（第9条の11関係）（労働基準法41条、労働基準法77条）関係事項に関する書類

労働基準法第77条第1項第1号	年 月 日
労働基準法第77条第1項第2号	年 月 日

労働基準法21条第1項第1号関係事項

氏 名 年 月 日

職 位

氏名及び住所

1 労働者の氏名及び住所

2 労働者の労働組合及び労働組合の名称

3 労働者の労働組合の代表者の氏名、住所及び電話番号

4 労働組合の発足年月日

(備考) 1 この関係の存在は、日本労働関係法41条とする。

2 労働者の住所、労働組合の代表者の住所を記載する場合は、労働基準法41条第1項第1号の労働者の住所を記載する。

様式第8の20(第9条の12関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号) 申請書第41-1号
様式

× 数量	数	年	月	日
× 変更	年月日	年	月	日

経緯株式会社取締役会
 取締役 氏名又は名称(代理人に就してはその代表者の氏名)
 任 期

議決権の行使(議決権の行使に關する法律第126条の2)に關して專用する法律上の権利を認めます。

1 議決権行使の年月日
 2 議決権行使の理由
 3 変更の理由

議 決 権 の 行 使	変 更 後 の 行 使
-------------	-------------

4 変更の年月日
 5 変更の理由

(備考) 1 この関係の年月日は、日本標準時を4とすることを、
 2 〆印の欄は、記載しないこと。

様式第8の21(第9条の13関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号) 申請書第41-1号
様式

× 数量	数	年	月	日
× 変更	年月日	年	月	日

経緯株式会社取締役会
 取締役 氏名又は名称(代理人に就してはその代表者の氏名)
 任 期

議決権の行使(議決権の行使に關する法律第126条の2)に關して專用する法律上の権利を認めます。

1 議決権行使の年月日
 2 議決権行使の理由
 3 変更の理由

(備考) 1 この関係の年月日は、日本標準時を4とすることを、
 2 〆印の欄は、記載しないこと。

様式第8の22(第10条の3関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号) 申請書第41-1号
様式

× 数量	数	年	月	日
× 変更	年月日	年	月	日
× 数量	数	年	月	日
× 変更	年月日	年	月	日

株式会社経緯研究社取締役会
 取締役 氏名又は名称(代理人に就してはその代表者の氏名)
 任 期

下の株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

1 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

2 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

3 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

4 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

5 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

6 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

7 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

8 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

9 株式会社経緯研究社(以下「株式会社経緯研究社」といふ)は、その定款第10条第1項に規定する法律上の権利を認めます。

(備考) 1 この関係の年月日は、日本標準時を4とすることを、
 2 〆印の欄は、記載しないこと。

様式第14の1（第16条関係）

様式第14の1（第16条関係）（申請書等に添付する書類）
 申請書の1添付書類

特許出願の特許の権利等に関する法律に基いて特許出願の特許等に係る権利を行使する権利を行使する者

氏名又は名称	年月日
国籍	年月日
住所	年月日
特許出願の特許に係る権利を行使する者の住所	年月日
住所	年月日

（備考）1. 住所は、郵便局に届く郵便物のある場合に限り住所とする。
 2. 住所は、日本国及び外国に亘る住所を有する場合は、この欄に「日本国及び外国に亘る住所を有する者の住所」と記載し、その住所の所在地を示す。
 3. ×は印を付し、記載しないこととする。

様式第14の2（第17条の2関係）

様式第14の2（第17条の2関係）（申請書等に添付する書類）
 申請書の1添付書類

監督官庁	年月日
特許審判官	年月日

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人
 ○は代表者であることを示す

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人

1. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
2. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
3. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
4. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
5. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
6. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
7. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
8. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
9. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
10. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
11. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。

（備考）1. 住所は、郵便局に届く郵便物のある場合に限り住所とする。
 2. ×は印を付し、記載しないこととする。

様式第14の3（第17条の3関係）

様式第14の3（第17条の3関係）（申請書等に添付する書類）
 申請書の1添付書類

監督官庁	年月日
特許審判官	年月日

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人
 ○は代表者であることを示す

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人

1. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
2. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
3. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
4. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。

（備考）1. 住所は、郵便局に届く郵便物のある場合に限り住所とする。
 2. ×は印を付し、記載しないこととする。

様式第14の4（第17条の4関係）

様式第14の4（第17条の4関係）（申請書等に添付する書類）
 申請書の1添付書類

監督官庁	年月日
特許審判官	年月日

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人
 ○は代表者であることを示す

特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人

1. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
2. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。
3. 特許出願の特許加工品審査設計書受審申請書の申請人は、この欄に記載する。

従前の内容	変更後の内容
従前の内容	変更後の内容

（備考）1. 住所は、郵便局に届く郵便物のある場合に限り住所とする。
 2. ×は印を付し、記載しないこととする。

様式第14の5（第17条の6関係）（申請書提出時、提出書類97-98と併せて提出）
 提出書類97-98と併せて提出

申請書番号	年月日
受理年月日	年月日

課長 年月日

氏名又は名称及び住所
 〒 代表者の氏名
 住所

関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

- 1 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 2 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 3 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

前 記 の 内 容	取 扱 後 の 内 容

4 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

5 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

（備考） 1 この関係のときは、日本企業関係表を提出すること。
 2 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

様式第14の6（第17条の6関係）（申請書提出時、提出書類97-98と併せて提出）
 提出書類97-98と併せて提出

申請書番号	年月日
受理年月日	年月日

課長 年月日

氏名又は名称及び住所
 〒 代表者の氏名
 住所

関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

- 1 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 2 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 3 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 4 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 5 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 6 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 7 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 8 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 9 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 10 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。
- 11 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

（備考） 1 この関係のときは、日本企業関係表を提出すること。
 2 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

様式第15（第18条関係）（申請書提出時、提出書類97-98と併せて提出）
 提出書類97-98と併せて提出

申請書番号	年月日
受理年月日	年月日

課長 年月日

氏名又は名称及び住所
 〒 代表者の氏名
 住所

関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

品名	数量	単位	備考
品名	数量	単位	備考
品名	数量	単位	備考
品名	数量	単位	備考
品名	数量	単位	備考

輸入税額（C I 率） 円/キロワット・ワット/ヘルツ

輸出税額 円

輸入税額 円

輸出税額 円

輸入年月日 年月日

輸出年月日 年月日

（備考） 1 この関係のときは、日本企業関係表を提出すること。
 2 関係等関係の調査の結果等に関する関係等関係の調査の結果に基づき、次のとおり調査結果を通知する。

様式第16 (第19条関係)

様式第16 (第19条関係) (平・通商手続法第19条関係) (平・通商手続法第19条関係) (平・通商手続法第19条関係)

1. 変更番号	
2. 変更年月日	年 月 日

発 行 所 入 入 変 更 出 発 所

年 月 日

用

長官官印を捺印するときは、この用紙を添付する。

取 扱 所

本商標等の取扱いの権利等に関する事項は、本商標等に関する法令により、次のとおりとなります。

1. 変更の内容

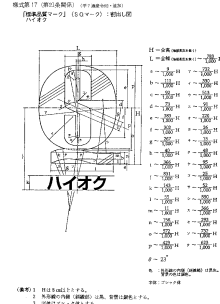
変更の内容	変更後の内容
-------	--------

2. 変更の有効日

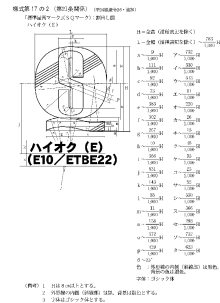
3. 変更の理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすることを、
2. この用紙は、複製しないこと。

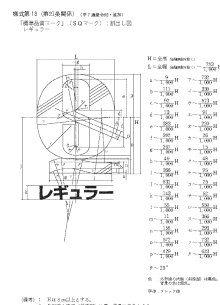
様式第17 (第21条関係)

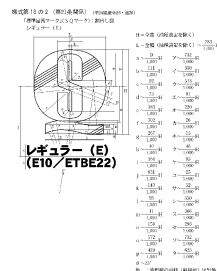


様式第17の2 (第21条関係)



様式第18 (第21条関係)





構成図 18 の 2 の 2 (製法説明) (構成図例)

× 製造 製 号
× 製造年月日
× 製造 製 号

製法説明(製法) (構成図例)

1 製造 製 号

2 製造年月日

3 製造 製 号

4 製造 製 号

5 製造年月日

6 製造 製 号

7 製造年月日

8 製造 製 号

9 製造年月日

10 製造 製 号

11 製造年月日

12 製造 製 号

13 製造年月日

14 製造 製 号

15 製造年月日

16 製造 製 号

17 製造年月日

18 製造 製 号

19 製造年月日

20 製造 製 号

21 製造年月日

22 製造 製 号

23 製造年月日

24 製造 製 号

25 製造年月日

26 製造 製 号

27 製造年月日

28 製造 製 号

29 製造年月日

30 製造 製 号

31 製造年月日

32 製造 製 号

33 製造年月日

34 製造 製 号

35 製造年月日

36 製造 製 号

37 製造年月日

38 製造 製 号

39 製造年月日

40 製造 製 号

41 製造年月日

42 製造 製 号

43 製造年月日

44 製造 製 号

45 製造年月日

46 製造 製 号

47 製造年月日

48 製造 製 号

49 製造年月日

50 製造 製 号

51 製造年月日

52 製造 製 号

53 製造年月日

54 製造 製 号

55 製造年月日

56 製造 製 号

57 製造年月日

58 製造 製 号

59 製造年月日

60 製造 製 号

61 製造年月日

62 製造 製 号

63 製造年月日

64 製造 製 号

65 製造年月日

66 製造 製 号

67 製造年月日

68 製造 製 号

69 製造年月日

70 製造 製 号

71 製造年月日

72 製造 製 号

73 製造年月日

74 製造 製 号

75 製造年月日

76 製造 製 号

77 製造年月日

78 製造 製 号

79 製造年月日

80 製造 製 号

81 製造年月日

82 製造 製 号

83 製造年月日

84 製造 製 号

85 製造年月日

86 製造 製 号

87 製造年月日

88 製造 製 号

89 製造年月日

90 製造 製 号

91 製造年月日

92 製造 製 号

93 製造年月日

94 製造 製 号

95 製造年月日

96 製造 製 号

97 製造年月日

98 製造 製 号

99 製造年月日

100 製造 製 号

構成図 18 の 3 (製法説明) (構成図例)

× 製造 製 号
× 製造年月日
× 製造 製 号

製法説明(製法) (構成図例)

1 製造 製 号

2 製造年月日

3 製造 製 号

4 製造 製 号

5 製造年月日

6 製造 製 号

7 製造年月日

8 製造 製 号

9 製造年月日

10 製造 製 号

11 製造年月日

12 製造 製 号

13 製造年月日

14 製造 製 号

15 製造年月日

16 製造 製 号

17 製造年月日

18 製造 製 号

19 製造年月日

20 製造 製 号

21 製造年月日

22 製造 製 号

23 製造年月日

24 製造 製 号

25 製造年月日

26 製造 製 号

27 製造年月日

28 製造 製 号

29 製造年月日

30 製造 製 号

31 製造年月日

32 製造 製 号

33 製造年月日

34 製造 製 号

35 製造年月日

36 製造 製 号

37 製造年月日

38 製造 製 号

39 製造年月日

40 製造 製 号

41 製造年月日

42 製造 製 号

43 製造年月日

44 製造 製 号

45 製造年月日

46 製造 製 号

47 製造年月日

48 製造 製 号

49 製造年月日

50 製造 製 号

51 製造年月日

52 製造 製 号

53 製造年月日

54 製造 製 号

55 製造年月日

56 製造 製 号

57 製造年月日

58 製造 製 号

59 製造年月日

60 製造 製 号

61 製造年月日

62 製造 製 号

63 製造年月日

64 製造 製 号

65 製造年月日

66 製造 製 号

67 製造年月日

68 製造 製 号

69 製造年月日

70 製造 製 号

71 製造年月日

72 製造 製 号

73 製造年月日

74 製造 製 号

75 製造年月日

76 製造 製 号

77 製造年月日

78 製造 製 号

79 製造年月日

80 製造 製 号

81 製造年月日

82 製造 製 号

83 製造年月日

84 製造 製 号

85 製造年月日

86 製造 製 号

87 製造年月日

88 製造 製 号

89 製造年月日

90 製造 製 号

91 製造年月日

92 製造 製 号

93 製造年月日

94 製造 製 号

95 製造年月日

96 製造 製 号

97 製造年月日

98 製造 製 号

99 製造年月日

100 製造 製 号

様式第18の4 (第22条の6関係) (申請書提出後、提出書類の1-7を添付する) (申請書提出後、提出書類の1-7を添付する)

申請書番号	年月日
受理年月日	年月日

新設試験研究用自動車整備業務 年月日

所 長 氏名又は名称及び個人に在りては其の代表者の氏名
姓 名

業務概要(新設)の概要等(第22条第1項第1号) 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)は、次に示す事項を記載する。

- 1 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 2 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 3 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)

(備考) 1 この欄の文字は、日本国憲法第4条とする。

様式第18の5 (第22条の6関係) (申請書提出後、提出書類の1-7を添付する) (申請書提出後、提出書類の1-7を添付する)

申請書番号	年月日
受理年月日	年月日

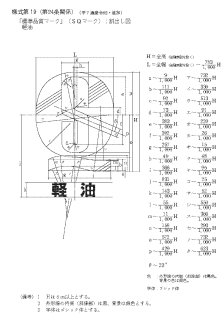
新設試験研究用自動車整備業務 年月日

所 長 氏名又は名称及び個人に在りては其の代表者の氏名
姓 名

業務概要(新設)の概要等(第22条第1項第1号) 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)は、次に示す事項を記載する。

- 1 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 2 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 3 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)

(備考) 1 この欄の文字は、日本国憲法第4条とする。



様式第19の2 (第25条の2関係) (申請書提出後、提出書類の1-7を添付する) (申請書提出後、提出書類の1-7を添付する)

申請書番号	年月日
受理年月日	年月日

新設試験研究用自動車整備業務 年月日

所 長 氏名又は名称及び個人に在りては其の代表者の氏名
姓 名

業務概要(新設)の概要等(第22条第1項第1号) 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)は、次に示す事項を記載する。

- 1 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 2 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 3 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 4 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 5 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 6 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 7 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 8 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 9 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 10 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)
- 11 新設試験研究用自動車整備業務の概要(第22条第1項第1号)

(備考) 1 この欄の文字は、日本国憲法第4条とする。

様式第19の3(第25条の3関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号)申請書第41-1号
 別紙

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

船舶特許加工品製造計画変更申請書
 年 月 日

船 名
 氏名又は名称及び個人に
 対しては代表者の氏名
 住 所

船主等又は船主等に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定
 による、次のとおり申請します。

申請書の内容第1項(船名等)に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定
 による、次のとおり申請します。

- 1 変更年月日及び受理番号
- 2 変更内容及び理由等
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 確認を行った船舶等以外の同一船主等に関する船舶等

(備考) 1) この欄の書き方は、日本標準規格A4とすること。
 2) 印の裏に、記載しないこと。
 3) 船名の符号を自ら行う場合は、その欄に符号等類の船名
 符号、型式、船名、設置場所を記載すること。

様式第19の4(第25条の4関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号)申請書第41-1号
 別紙

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

船舶特許加工品製造計画変更申請書
 年 月 日

船 名
 氏名又は名称及び個人に
 対しては代表者の氏名
 住 所

船主等又は船主等に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定
 による、次のとおり申請します。

申請書の内容第1項(船名等)に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定
 による、次のとおり申請します。

- 1 変更年月日及び受理番号
- 2 変更内容及び理由等
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更の理由

従前の内容	変更後の内容

(備考) 1) この欄の書き方は、日本標準規格A4とすること。
 2) 印の裏に、記載しないこと。

様式第19の5(第25条の5関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号)申請書第41-1号
 別紙

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

船舶特許加工品製造計画変更申請書
 年 月 日

船 名
 氏名又は名称及び個人に
 対しては代表者の氏名
 住 所

船主等又は船主等に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定
 による、次のとおり申請します。

申請書の内容第1項(船名等)に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定
 による、次のとおり申請します。

- 1 変更年月日及び受理番号
- 2 変更内容及び理由等
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更の理由

従前の内容	変更後の内容

(備考) 1) この欄の書き方は、日本標準規格A4とすること。
 2) 印の裏に、記載しないこと。

様式第19の6(第25条の6関係) (申請書第41-2号、申請書第42-1号)申請書第41-1号
 別紙

申請書番号	年 月 日
受理年月日	年 月 日

船舶特許加工品製造計画変更申請書
 年 月 日

船 名
 氏名又は名称及び個人に
 対しては代表者の氏名
 住 所

船主等又は船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。

- 1 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。
- 2 申請書の内容第1項(船名等)に関する法律施行規則第6条の5第3項の規定による、次のとおり申請します。
- 3 変更年月日及び受理番号
- 4 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。
- 5 申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行するための申請をします。
- 6 申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行するための申請をします。
- 7 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。
- 8 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。
- 9 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。
- 10 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。
- 11 船舶特許加工品製造計画変更申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行
 するための申請をします。

(備考) 1) この欄の書き方は、日本標準規格A4とすること。
 2) 印の裏に、記載しないこと。
 3) 申請書の内容及び船主等に関する法律施行規則第6条の7の規定を履行するための申請をします。

様式第20(第26条関係)

様式第20 (第26条関係) (付録第10の1表、付録第10の2表)

品質検査票	年月日
検閲年月日	年月日

輸出入業者
年月日

商
長官及び長官補佐に本
官がその代表者の氏名

住所

検査官の氏名
検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名	職	業	セ	ン	テ	ル	業	種	品	名			
検査官の職階	トリップレディ								検査官の職名	セ	ン	テ	ル

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

輸入数量	キログラム
輸入価格(単位)	円/キログラム、ドル/キログラム
輸出地	
輸入地	
輸入年月日	年月日

様式第21(第26条関係)

様式第21 (第26条関係) (付録第10の1表、付録第10の2表)

品質検査票	年月日
検閲年月日	年月日

輸出入業者
年月日

商
長官及び長官補佐に本
官がその代表者の氏名

住所

検査官の氏名
検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

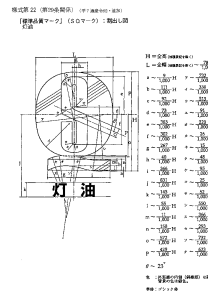
検査官の職名	職	業	セ	ン	テ	ル	業	種	品	名			
検査官の職階	トリップレディ								検査官の職名	セ	ン	テ	ル

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

輸入数量	キログラム
輸入価格(単位)	円/キログラム、ドル/キログラム
輸出地	
輸入地	
輸入年月日	年月日

様式第22(第29条関係)



様式第23(第31条関係)

様式第23 (第31条関係) (付録第10の1表、付録第10の2表)

品質検査票	年月日
検閲年月日	年月日

輸出入業者
年月日

商
長官及び長官補佐に本
官がその代表者の氏名

住所

検査官の氏名
検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名	職	業	セ	ン	テ	ル	業	種	品	名			
検査官の職階	トリップレディ								検査官の職名	セ	ン	テ	ル

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

検査官の職名
検査官の職階
検査官の職名

輸入数量	キログラム
輸入価格(単位)	円/キログラム、ドル/キログラム
輸出地	
輸入地	
輸入年月日	年月日

- (備考) 1 この用語の定義は、日本国憲法第4条に基づき、
 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 3 関係会社（当該関係会社に関する法律施行規則第2条に於いて「関係会社」の定義に該当するものを指す）及び子会社（当該関係会社の子会社を指す）は、株式会社又はその親会社（当該関係会社の子会社を指す）の親会社を指すこと。記載しないこと。
 4 親会社として「関係会社」の定義に該当しないものは、当該関係会社の子会社を指すこと。記載しないこと。
 5 関係会社として「関係会社」の定義に該当しないものは、当該関係会社の子会社を指すこと。記載しないこと。

様式第24（請込書関係）（付）請求書・見積書、付帯書類等（4年）関係書類（一様書）

×	数量	単位	年	月	日
×	受領年月日				

業 地 解 入 契 約 書

年 月 日

附

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

社 席

関係会社等の設置や維持等に関する法律施行規則第15条に基づき、本請込書の提出に際し、次の書類を提出してください。

1 契約の内容及び内容

契約の内容及び内容	契約の内容及び内容

2 契約の年月日

3 契約の理由

- (備考) 1 この用語の定義は、日本国憲法第4条に基づき、
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第24（第31条関係）

様式第25（第46条関係）（付）請求書・見積書、付帯書類等（4年）関係書類（一様書）

×	数量	単位	年	月	日
×	受領年月日				

業 地 解 入 契 約 書

年 月 日

附

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

社 席

関係会社等の設置や維持等に関する法律施行規則第15条に基づき、本請込書の提出に際し、次の書類を提出してください。

1 契約の内容及び内容

契約の内容及び内容	契約の内容及び内容

2 契約の年月日

3 契約の理由

- (備考) 1 この用語の定義は、日本国憲法第4条に基づき、
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第25（第46条関係）

様式第26（第46条関係）（付）請求書・見積書、付帯書類等（4年）関係書類（一様書）

×	数量	単位	年	月	日
×	受領年月日				

業 地 解 入 契 約 書

年 月 日

附

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

社 席

関係会社等の設置や維持等に関する法律施行規則第15条に基づき、本請込書の提出に際し、次の書類を提出してください。

1 契約の内容及び内容

契約の内容及び内容	契約の内容及び内容

2 契約の年月日

3 契約の理由

- (備考) 1 この用語の定義は、日本国憲法第4条に基づき、
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第26（第46条関係）

様式第27 (第47条関係)

様式第27 (第47条関係) (第47条第1項、第47条第2項、第47条第3項、第47条第4項、第47条第5項、第47条第6項、第47条第7項、第47条第8項、第47条第9項、第47条第10項、第47条第11項、第47条第12項、第47条第13項、第47条第14項、第47条第15項、第47条第16項、第47条第17項、第47条第18項、第47条第19項、第47条第20項、第47条第21項、第47条第22項、第47条第23項、第47条第24項、第47条第25項、第47条第26項、第47条第27項、第47条第28項、第47条第29項、第47条第30項、第47条第31項、第47条第32項、第47条第33項、第47条第34項、第47条第35項、第47条第36項、第47条第37項、第47条第38項、第47条第39項、第47条第40項、第47条第41項、第47条第42項、第47条第43項、第47条第44項、第47条第45項、第47条第46項、第47条第47項、第47条第48項、第47条第49項、第47条第50項、第47条第51項、第47条第52項、第47条第53項、第47条第54項、第47条第55項、第47条第56項、第47条第57項、第47条第58項、第47条第59項、第47条第60項、第47条第61項、第47条第62項、第47条第63項、第47条第64項、第47条第65項、第47条第66項、第47条第67項、第47条第68項、第47条第69項、第47条第70項、第47条第71項、第47条第72項、第47条第73項、第47条第74項、第47条第75項、第47条第76項、第47条第77項、第47条第78項、第47条第79項、第47条第80項、第47条第81項、第47条第82項、第47条第83項、第47条第84項、第47条第85項、第47条第86項、第47条第87項、第47条第88項、第47条第89項、第47条第90項、第47条第91項、第47条第92項、第47条第93項、第47条第94項、第47条第95項、第47条第96項、第47条第97項、第47条第98項、第47条第99項、第47条第100項)

年 月 日

附

送附及び代書者の氏名

性 別

関係帳簿の品目等に関する法律第16条の1第1項及び第2項の規定により、下記の区分別の記載を要しないので省略します。

事務所の名称及び所在地	分 区 分

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第二十八及び様式第二十九 削除 様式第30 (第54条関係)

様式第30 (第54条関係) (第54条第1項、第54条第2項、第54条第3項、第54条第4項、第54条第5項、第54条第6項、第54条第7項、第54条第8項、第54条第9項、第54条第10項、第54条第11項、第54条第12項、第54条第13項、第54条第14項、第54条第15項、第54条第16項、第54条第17項、第54条第18項、第54条第19項、第54条第20項、第54条第21項、第54条第22項、第54条第23項、第54条第24項、第54条第25項、第54条第26項、第54条第27項、第54条第28項、第54条第29項、第54条第30項、第54条第31項、第54条第32項、第54条第33項、第54条第34項、第54条第35項、第54条第36項、第54条第37項、第54条第38項、第54条第39項、第54条第40項、第54条第41項、第54条第42項、第54条第43項、第54条第44項、第54条第45項、第54条第46項、第54条第47項、第54条第48項、第54条第49項、第54条第50項、第54条第51項、第54条第52項、第54条第53項、第54条第54項、第54条第55項、第54条第56項、第54条第57項、第54条第58項、第54条第59項、第54条第60項、第54条第61項、第54条第62項、第54条第63項、第54条第64項、第54条第65項、第54条第66項、第54条第67項、第54条第68項、第54条第69項、第54条第70項、第54条第71項、第54条第72項、第54条第73項、第54条第74項、第54条第75項、第54条第76項、第54条第77項、第54条第78項、第54条第79項、第54条第80項、第54条第81項、第54条第82項、第54条第83項、第54条第84項、第54条第85項、第54条第86項、第54条第87項、第54条第88項、第54条第89項、第54条第90項、第54条第91項、第54条第92項、第54条第93項、第54条第94項、第54条第95項、第54条第96項、第54条第97項、第54条第98項、第54条第99項、第54条第100項)

年 月 日

附

送附及び代書者の氏名

関係帳簿の品目等に関する法律第16条の1第1項の規定により、関係帳簿を削除して保存します。

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第31 (第54条関係)

様式第31 (第54条関係) (第54条第1項、第54条第2項、第54条第3項、第54条第4項、第54条第5項、第54条第6項、第54条第7項、第54条第8項、第54条第9項、第54条第10項、第54条第11項、第54条第12項、第54条第13項、第54条第14項、第54条第15項、第54条第16項、第54条第17項、第54条第18項、第54条第19項、第54条第20項、第54条第21項、第54条第22項、第54条第23項、第54条第24項、第54条第25項、第54条第26項、第54条第27項、第54条第28項、第54条第29項、第54条第30項、第54条第31項、第54条第32項、第54条第33項、第54条第34項、第54条第35項、第54条第36項、第54条第37項、第54条第38項、第54条第39項、第54条第40項、第54条第41項、第54条第42項、第54条第43項、第54条第44項、第54条第45項、第54条第46項、第54条第47項、第54条第48項、第54条第49項、第54条第50項、第54条第51項、第54条第52項、第54条第53項、第54条第54項、第54条第55項、第54条第56項、第54条第57項、第54条第58項、第54条第59項、第54条第60項、第54条第61項、第54条第62項、第54条第63項、第54条第64項、第54条第65項、第54条第66項、第54条第67項、第54条第68項、第54条第69項、第54条第70項、第54条第71項、第54条第72項、第54条第73項、第54条第74項、第54条第75項、第54条第76項、第54条第77項、第54条第78項、第54条第79項、第54条第80項、第54条第81項、第54条第82項、第54条第83項、第54条第84項、第54条第85項、第54条第86項、第54条第87項、第54条第88項、第54条第89項、第54条第90項、第54条第91項、第54条第92項、第54条第93項、第54条第94項、第54条第95項、第54条第96項、第54条第97項、第54条第98項、第54条第99項、第54条第100項)

年 月 日

附

送附及び代書者の氏名

関係帳簿の品目等に関する法律第16条の1第1項の規定により、関係帳簿を削除して、次のとおり保存します。

1 実務の内容	
2 実務の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第32 (第55条関係)

様式第32 (第55条関係) (第55条第1項、第55条第2項、第55条第3項、第55条第4項、第55条第5項、第55条第6項、第55条第7項、第55条第8項、第55条第9項、第55条第10項、第55条第11項、第55条第12項、第55条第13項、第55条第14項、第55条第15項、第55条第16項、第55条第17項、第55条第18項、第55条第19項、第55条第20項、第55条第21項、第55条第22項、第55条第23項、第55条第24項、第55条第25項、第55条第26項、第55条第27項、第55条第28項、第55条第29項、第55条第30項、第55条第31項、第55条第32項、第55条第33項、第55条第34項、第55条第35項、第55条第36項、第55条第37項、第55条第38項、第55条第39項、第55条第40項、第55条第41項、第55条第42項、第55条第43項、第55条第44項、第55条第45項、第55条第46項、第55条第47項、第55条第48項、第55条第49項、第55条第50項、第55条第51項、第55条第52項、第55条第53項、第55条第54項、第55条第55項、第55条第56項、第55条第57項、第55条第58項、第55条第59項、第55条第60項、第55条第61項、第55条第62項、第55条第63項、第55条第64項、第55条第65項、第55条第66項、第55条第67項、第55条第68項、第55条第69項、第55条第70項、第55条第71項、第55条第72項、第55条第73項、第55条第74項、第55条第75項、第55条第76項、第55条第77項、第55条第78項、第55条第79項、第55条第80項、第55条第81項、第55条第82項、第55条第83項、第55条第84項、第55条第85項、第55条第86項、第55条第87項、第55条第88項、第55条第89項、第55条第90項、第55条第91項、第55条第92項、第55条第93項、第55条第94項、第55条第95項、第55条第96項、第55条第97項、第55条第98項、第55条第99項、第55条第100項)

年 月 日

附

送附及び代書者の氏名

次のとおり分科簿簿を提出 (全額提出、一部提出) するので、関係帳簿の品目等に関する法律第16条の規定により保存します。

分 区 分	
年 月 日	

(備考) 1 不届中単位として保存すること。
2 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
3 毎月1日付、提出にあつては、提出前日付、全額提出一部提出にかかわらず、提出内容及び内容等並びに提出書面を提出すること。

